

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-27

勢理客文吉＝イスマイル・B・セリキヤクの 歷程：沖縄・硫黄島・インドネシア

後藤, 乾一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

46

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

88

(発行年 / Year)

2019-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021740>

勢理客文吉Ⅱイスマイル・B・セリキヤクの歷程

—— 沖繩・硫黄島・インドネシア ——

後藤 乾 一

はじめに

「火山活動による異常現象が著しいこと」「産業の成立条件が厳しいこと」等のため「硫黄島には一般住民の定住は困難であり、同島は振興開発には適さないと判断せざるを得ない」一九八四年五月三十一日、小笠原諸島振興審議会の内閣総理大臣への答申（「」内引用）。

戦後二十三年間、アメリカの支配下に置かれてきた硫黄列島を含む小笠原諸島の施政権は、一九六八年日本に返還された（四月五日「小笠原諸島返還協定」調印、六月二十六日発効）。同じ状況下にあった奄美諸島の施政権返還の十五年後、また沖繩諸島のそれに先立つ四年前のことであった。この

間、かつて一万余に達した小笠原諸島の住民は欧米系の人びとを除き帰島を許されなかった（この点
は同じく「異民族支配」下に置かれた沖縄と決定的に異なった）。

しかしながら、施政権は日本政府に還ってきたものの、かつて一千余名を数えた硫黄島の旧島民だ
けは故郷に帰ることを許されないうままであった。その状況が日本政府自らの手で「最終的」に確定
されたのが、上述した内閣総理大臣（当時は中曾根康弘）の諮問に対する「有識者会議」＝小笠原諸
島振興審議会による硫黄島は「定住困難」との答申であった（なお（中）硫黄島をはさみ北硫黄島、
南硫黄島（無人）の三島があるが、本稿では主に硫黄島を対象とする）。

この答申から三十有余年を経た今日だが、この間高齢化しつつあった多くの硫黄島旧島民は望郷の
想いを胸にいだきつつ櫛の歯が欠けるように他界していった。一九二一（大正十）年九月、硫黄島南
集落で生まれ、戦争末期国命による「強制疎開」で離島を余儀なくされた今村せつ子もその一人であ
る。二〇一七年三月東京練馬区で九十五歳の生涯を閉じたせつ子は旧姓を勢理客といい、男二人、女
二人の四人兄弟であった。四人とも硫黄島に生まれ育ち、地元の大正尋常高等小学校の卒業生であっ
た（長女新井香代子氏からの聞き取り、二〇一七年十一月十日）。

勢理客せつ子の両親（沖縄出身の父親松、伊豆大島出身の母親ハル）については後述（二章）する
が、ここではまず四人の兄弟について一言触れておきたい。長兄幸一は「強制疎開」時、軍属として
軍に徴用され硫黄島に留まり、対米戦争の中で「玉碎」する。このとき父松も同じ運命をたどる。本

稿の主対象とする文吉は、戦時期は兵士として召集されインドネシアに従軍、陸軍伍長としてスマトラで敗戦の日をむかえる。故郷硫黄島の壊滅を知った文吉は家族全員が「玉碎」したと思ひ込み、敗戦後は高揚するインドネシア独立軍に身を投じた。文吉のようにインドネシア独立軍に参加した日本人は九百三名に達するが（五章参照）、その中の沖縄出身の十八名も、郷里沖縄の惨状を知ったことが日本軍との決別の大きな理由の一つであった。

その文吉は「戦後」三十年を経た一九七五年春はじめての一時帰国を果たすも、それは生まれ育った硫黄島ではもちろんなく、母の郷里伊豆大島であった。しかもその母ハルはすでになく、文吉も二十年後の一九九五年、「日系インドネシア人」イスマイル・B・セリキヤクとして波乱に富んだ生涯をジャカルタの地で終えた。

以上述べてきたことをふまえつつ、本稿の目的を約言しておきたい。第一は、現代日本の国土（行政単位としては村）の中で唯一一般国民はおろか、旧住民すら定住が認められていないのが首都東京の一部である硫黄島であることに鑑み、その「開拓」以降の近現代史の特質を筆者なりに描くことである。第二は、そうした「地域史」の展開、それに大きく関わる国家の施策そして戦争に翻弄される形で生涯を送った勢理客文吉という人物を事例とし、日本の「南進」というマクロな問題をミクロな地点から捉え直すことである。

一、硫黄島「開拓」略史

1 硫黄島への初期移住者

東京から約一二五〇キロ南方の海上に点在する硫黄列島が、勅令で東京府の管轄下に置かれたのは、一八九一（明治二十四）年九月九日のことであった。明治政府が父島・母島を主とする小笠原諸島の領有を各国公使館に伝達（一八七六年）してから十五年後のことであり、また琉球処分により沖繩が日本の支配下に置かれる三年前のことであった。領有直後は内務省の管轄下におかれた小笠原諸島は、四年後の一八八〇年十月東京府の管轄下に移行する。その時の第七代府知事は「琉球処分官」として首里城に乗り込み、沖繩を日本に併合した功を評価され府知事に任じられた内務官僚松田道之であった。父島・母島に続き硫黄島への人の移動や移住が始まるのは、明治二十年代になってからであった。東京府の報告書は「（硫黄島は）小笠原諸島の内では地味最も肥沃で明治二十二（一八八九）年六月中、田中栄次郎と言う者が硫黄採「掘」及漁業の目的で本島に渡り、同年十二月小笠原島庁員及荒川義邦等が人夫十名を伴って渡島して以来、本島経営の端緒が開かれた」と指摘する。¹当時硫黄は火薬、マッチ、殺虫剤の原料として日常生活のみならず、富国強兵を国是とした明治日本において軍事的にも産業的にも高い需要があった。

「開拓」初期の硫黄島における硫黄採掘状況についての系統的データは未見だが、辻友衛編著からは

以下のような数字が判明する。^② 一八九二(明治二十五)年—五三〇キロ、一八九五年—四五キロ、一八九六年—四八〇キロ、一八九九年—二四八キロ、一九〇〇年—一九五キロ、一九〇一年—二一〇キロ、一九〇二年—一四・四キロ。採掘量がきわめて変動的であるが、一九〇五年には鉱区域が減少し一時採掘停止に追い込まれている。硫黄島「開拓」の起爆剤であった硫黄が、その後は次第に下降化し、一九一〇年代になると硫黄に代わり砂糖(サトウキビ栽培、製糖業)が産業の主役の座を占めるようになる。

サトウキビを中心とする栽培産業は労働集約的な性格を持つ故に、定住人口が少ない硫黄島では外部から労働力を移住させることが不可欠となってくる。初期開拓者の一人、神田の羅紗商であった久保田宗三郎は一九〇三年以降綿花栽培に着手し、父島・母島さらには内地からの移住者を募集する。次の資料も当時の空気的一端を示している。「本島ハ明治三七年五月始メテ小笠原母島漁業組合員五名渡島シ続イテ同年八月東京ヨリ東忠三郎氏予約開墾ノ認可ヲ得テ同十一月帆船鏡丸ニテ労働者六名ヲ「茨城県から」引率シ移住ス」^③

この五名の母島からの移住者の名は特定できていないが、勢理客文吉の母ハルもその一人である可能性が高い。後でも触れるがハル(旧姓宮川)は弟宮川龍之助らとともに伊豆大島から母島に移住し、さらにそこから硫黄島に移り住んだ初期の女性の一人であった。龍之助はやがて漁業団宮川組を組織し成功をおさめ、硫黄島社会の有力者の一人となっていく。

2 島社会の形成

(1) 硫黄採掘から農業開発へ

次表1は一九〇三年までの各年の硫黄諸島の人口推移、および一九〇五年以降の五年ごとの人口動態を示したものである。

表 1. 硫黄島の人口推移

	硫黄島			北硫黄島			硫列島計	小笠原諸島全体
	男	女	(計)	男	女	(計)		
1895	6	0	(16)				16	4018
1896	19	3	(22)				22	4299
1897	19	3	(22)				22	4260
1898	17	0	(17)				17	4272
1899	24	2	(26)				26	5429
1900	26	4	(30)				30	5550
1901	23	5	(28)	59	52	(101)	129	4693
1902	17	0	(17)	26	20	(46)	63	3837
1903	18	3	(21)	79	65	(144)	165	4207
1905	24	19	(43)	92	87	(179)	222	
1910	127	119	(246)	93	76	(169)	415	
1915	353	326	(679)	110	102	(212)	891	
1920	537	446	(983)	99	80	(179)	1162	5818
1925	627	517	(1144)	36	39	(75)	1219	
1930	548	480	(1028)	69	55	(124)	1152	5742
1935	566	499	(1065)	48	44	(92)	1157	
1940	563	488	(1051)	53	50	(103)	1154	7462
1944	629	535	(1164)	98	42	(90)	1254	7711

出所：1895～1903年 山方石之助『小笠原島誌』1906年
 1905～1944年 (財)都市調査会『硫黄島関係既存資料等収集・整理調査報告書』1982年
 小笠原諸島全体のデータ：(公財)小笠原協会『小笠原協会50年史』2016年

表1からうかがえる硫黄島の人口動態の主な特徴をみておきたい。

① 同島「開拓」の第一歩は硫黄採掘であったことと関連するが、最初期約十年間の男女比率をみると圧倒的に男優位の社会である。また二〇世紀に入り硫黄採掘量が減少する一方、それに代わる砂糖への移行が始まる前に一時的な人口減があったことも指摘されよう。

② 当初は硫黄島以上に北硫黄島が開拓地として有望視されていた。人口面においても二〇世紀初頭においては、北硫黄島の人口が硫黄島を大幅に上回っていること、またそこでは男女比が近似していることも注目される。それは北硫黄島の開拓が当初から農業主体であったことに起因する。一九一〇年代以降は砂糖を中心とする農業開発の進展により、硫黄島の人口が北硫黄島を凌駕することになる。とりわけ大正末・昭和初期（一九二五年）をみると一一四四人対七十五人と十倍以上の差が生じる。この状態が両島からの強制疎開が命じられる一九四四年まで一貫して続くことになる。

③ 硫黄島の人口推移をみると、一九二五年に初めて一千人を越えるが、それ以降は大幅な増減はなく一定規模の社会が形成、維持されていたことがうかがわれる。そのことをふまえて「強制疎開」直前（一九四四年四月）の就業構造をみると、（総人口一二五四人中（含北硫黄島の九〇人）六一五人が農業従事者（四九％）、ついで漁業九二人（七・三％）が上位を占め、一般官吏六七人（五・三％）、一般事務員六四人（五・一％）が続く。⁴なお北硫黄島にはいないが、「一般労務者」に分類される人が硫黄島では二九二人（二三・三％）にも達している。これは第四章で論じる戦時体制

下の硫黄島において各種防衛施設の工事現場で働く人々であり、朝鮮人を含む島外から徴傭された男子労働者が中心であった。

④ 一九一〇年代以降の硫黄島人口のもっとも重要な変化は、女性人口の急増である。これは一攫千金的な要素をもつ硫黄採掘から、砂糖を中心に葉用植物や蔬菜の栽培など農業人口の増加と定住化が進んだことを意味する。このような社会・経済の変容を背景に、一九一四年三月には硫黄島に役場が設置され、世話掛がおかれる。こうして元山に設けられた役場を中心に学校や官公庁出先機関、商店等がならび集落らしさが感じられるようになる。

この役場・世話掛は父島や母島では一八九一年に島庁令第一号「小笠原島世話掛設置概則」によつてすでに施行されていたが、それに四半世紀遅れて硫黄島にも適用されたものである（一九四〇年になり「普通町村制」への移行で村制に移行）。「村長」に相当する初代世話係には、島司の任命によつて島庁第一課長の尾崎登代太が任命された。世話係を補佐する助役・収入役には久保田宗三郎の部下であった青木千蔵が任命された。住民の直接選挙による「首長」選出でないこと、地元の有力量企業幹部が行政ナンバー2に就いたこと等が示すように、硫黄島住民の主体性にもとづく自治とはいいい難かったが、それでも硫黄島近代史における一つの分水嶺であった。

前述したように、硫黄島「開拓」は、島名の元となる硫黄の採掘から始まった。しかしながら二〇世紀に入り採掘が頭打ちになると、事業の中心人物久保田宗三郎は次第に砂糖を主とする農業に重点

を移すようになり、そのための労働力を父島・母島から誘致すると共に、東京府当局から予約開墾の許可を得て茨城県等から農業労働者六人を移住させた。こうした採掘から農業への産業構造の変化が、一九一〇年代以降の人口急増の背景にあった。この転換期の硫黄島開発の担い手となった久保田、その補佐役で助役も兼ねた青木千蔵らは、事実上行政と事業を一体化させつつ島民に「君臨」する形となった。そして一九一二年には久保田拓殖合資会社を発足させ、農業経営を展開する一方、食品や雑貨の委託販売をもほぼ独占的に事業化する。

久保田拓殖合資会社は一九二〇年三月、買収されて個人名を冠した合資会社から硫黄島拓殖製糖株式会社へと社名を変更し（一九三六年には硫黄島産業株式会社と改名）、甘藷栽培、砂糖製造を中心に販売、地熱製塩、漁業、牧畜、開墾、さらには生産物売買と多角的な事業拡大に着手する。会社設立（資本金三〇〇万円）の一九二〇年の硫黄島の人口は九八三人であったが、事業対象の広がりもあって、大多数の島民が会社と何らかの形で関係をもっていた。

硫黄島の農家はほとんどが小作人で、かつその大部分が会社と小作関係を結んでいた。次表2は東京府小笠原支庁の調べにもとづくデータであるが、父島・母島に比較し、硫黄島における小作地割合の際立った高さがうかがえる。そして小作農は、農作業の合間に会社所有の各種工場や倉庫等で農業以外の労働に従事し収入を得るのが一般的なパターンであった。

このような支配従属関係をもつ硫黄島の社会を、石原俊は「拓殖資本が支配するプランテーション

表2 耕地別利用面積 [昭和14年東京府]

(面積単位：アール)

	自作	%	小作	%	合計	%
父島	3,508	21.7	12,684	78.3	16,192	100
母島	16,321	39.3	25,191	60.7	41,513	100
硫黄島	1,090	3.7	28,501	96.3	29,591	100

出典：『小笠原 特集第59号』2014年所収の「資料8：小笠原諸島の農業について—青野正男氏の所見概要」72頁より

型社会」と規定する。同時に石原は、小作人は「地主側からの収奪を受けやすい立場」にあったが、「採集・農業・畜産・漁業を組み合わせた自律的な生産活動によって、自給用の食料を獲得でき」たため「飢えや生存困難な世帯が存在したという記録はあまり見られない」と硫黄島の社会経済的な特異性を指摘する^⑤。

(2) 学校制度の変遷

硫黄島における定住者人口の増加にともない、学齢期に達した児童の教育問題への関心が高まるのは自然のなりゆきであった。同島の男女別人口比をみると一九〇〇年では男二十六人にたいして女四人と圧倒的に男優位の社会であったが、世話掛・役場が設置された翌年一九一五年には三五三人対三二六人とほぼ拮抗した数字になっている(表1参照)。こうした家族構成の変化も、教育充実を切実に求める島民世論の背景にあった。

そして役場が設置される前年の一九一三年(大正二)年六月に、大正尋常小学校が元山の山林を切り開いた仮校舎で開校した(四月に府知事認可)。五〇〇坪の敷地に七〇坪のこじんまりとした学校であったが、島民にとっては長年待ちわびた公立小学校であった(一九一八年に尋常高等小学校)。

この高等科設置は硫黄島社会が一定の成熟をみたことを反映するものでもあった。その一端が島司

高崎襄が府知事宛に送付した「高等科設置申請書」の次の文言からも汲み取れる。「近來拓植ノ業發展ト共二戸口増加シ卒業兒童モ漸ク多キヲ加ヘ來リタルモ未タ高等小学校ノ設置無之而モ交通上他村ニ「父島・母島等の学校に」通学シ難ク空シク廢学セサルヲ得サル状ニ有之頗ル遺憾ニ有之候」⁶。

初等義務教育の整備とならび小笠原諸島では小学校卒業後、各産業分野での技能習得を目的として一九二六年に青年訓練所が設置された。訓練所では満州事変直後の一九三二年から時局への対応を理由に教練が導入された。さらにその延長線上で一九三五年になると、青年訓練所と農業補習学校が合併し、硫黄島青年学校が設立された。合併時点での両校の規模は、農業補習学校が教員四人（小学校兼務）、生徒二十九人、青年訓練所は教員四人、軍人（教練担当）一人、生徒二十四人であった。⁷ 硫黄島青年学校は勢理客文吉の最終学歴校であるが、一九三〇年代後半の日本の教育が国家統制を強めていく中で誕生した副産物でもあった。

二・勢理客文吉の両親

1 父勢理客松（一八八〇年代半ば—一九四五年）

前章では、硫黄島が日本の領有下に入る前後期から、次第に島社会が形成されるようになる時期までの同島を概観した。勢理客文吉との関係でいえば、彼が誕生する一九一九年前後までが記述の対象

であった。本章では文吉の両親松、ハルが硫黄島に定住するまでの足どりをたどってみたい。ただし二人に関する具体的な一次資料はきわめて少なく、また断片的なものでしかないので、周辺状況にも依拠しつつ考察を進めることとする。

(1) 郷里島尻郡佐敷町

「琉球処分」直後の一八八〇年代半ば、勢理客松は沖繩本島・島尻郡佐敷町の農家に生まれた。佐敷町是那覇から南東へ十六キロ、前大戦末期沖繩戦の激戦地となった本島南部の北東部に位置し、丘陵が屏風のように平野部を囲っている。その地形について歴史家東恩納寛惇は、「水〔海〕を左前にし、山を右背にする佐敷こそ鎌倉の形勝に酷似してゐると云ふべきである」と形容している。⁸⁾

「水を左前にし」と東恩納寛惇が述べるように、海に面した馬天港は「新開地」南大東島（北大東島、沖大東島と共に大東諸島を構成）への航路の起点として知られ、大東船「マンセイ丸」が二、三カ月に一回往復し、にぎわいをみせる港町であった。「マンセイ丸」は開拓初期の大東島に米、酒、食料品や雑貨を運び、島からはザラメ砂糖を持ち帰る命の綱であった。それとは別に馬天港は、一日三、四回往復する伝馬船が荷を運搬するなど良港として栄えた。港近くの安田商店というよろづ屋が、大東交易の要で、米や酒などの物資調達のため、南大東島での製糖期には北部・国頭郡の山原等からの労働者の斡旋もしていた。⁹⁾

このように南大東島は、現金収入の少ない佐敷町の人々にとって「季節労働者として働き現金が得

られる」魅力的な離島と映じた。賃金は歩合制もあつたので、食事代を切り詰めある程度まとまった現金を貯えた労働者の中には、小作地を所有したり島に残り家族を呼び寄せたり、あるいは帰郷し海外へ移民の準備に努めるものもあつた。¹⁰⁾

勢理客松も地元の尋常小学校を終え、しばらく親の農作業を手伝った後、新たな飛躍を求め南大東島に出稼ぎに行く決心をした。南・北大東島が新たな開拓地として注目されるのは二〇世紀に入ってからであるが、その直後から労働力として人口過多の沖縄本島の人々が募集の対象となつた。たとえば『琉球新報』一九〇二年十二月二十一日には、次のような記事が掲載された。¹¹⁾「東京府」「八丈島出身」玉置半右衛門氏には今回本県人十八名大東一人一名都合十九名の出稼ぎ労働者を伴い目下那覇港碇泊中の西洋型布帆船国「回」洋丸にて今明の内に「南」大東島へ出発する。」

確定的な資料は見出せないものの、この十八名の「本県人」の一人が勢理客松である可能性を否定することはできない。松の年齢、あるいは南大東島からパラオへ移民として渡るその後の松の足どり等を考えると、二〇世紀初には佐敷を離れていると推測できるからである。それでは松らを引き寄せた南大東島は、どのような経緯で新たなフロンティアになつたのであろうか。

(2) 南大東島の社会状況

南大東島は沖縄本島から東南へ三六〇キロ、周囲二十一キロほどの離島で、一八八五（明治十八）年日本領となつた。「琉球処分」六年後のことであり、また日本領編入は硫黄島より六年早いことにな

る。その年県令西村捨三は中央政府の命令により「山雲丸」を大東諸島に派遣、南北大東島に国標を設置し、日本領として沖繩県に編入した（一八九一年に島尻郡管轄下）。その後一八九一年から九五年にかけて、六人の事業家が相次いで南大東島の開墾出願を提出したが、いずれも途中で断念を余儀なくされた。そして七件目が一八九九年十月沖繩県当局から許可を得（三十年の借地契約）、翌一九〇〇年一月二十三日、帆船「第一回洋丸」（一七〇トン）で南大東島に上陸した玉置半右衛門派遣の八丈島民二十三人であった。第一回洋丸の乗船医師小島徹三の「上陸日誌」は、その日のことをこう綴っている。¹²「海上を遙望すれば、一面びょうぼうとして一点の眼を障るものなし。亦島内を顧り見れば、周囲何処に到るもタコ「の木」を以て密生し、実に手のつけ様もなき有様、島内に棲息する獸類、鳥類は人間を珍しきものの如く、からすは頭上に來たりてカーカーと鳴き、山羊は親しく人間に附廻り、実に別天地の域をなせり。」その後小島船医率いる第一回洋丸は、一九〇四年「沖繩近海で沈没し、今に踪跡の判明せざるもの」となった。¹³

志賀重昂は一九〇六（明治三十九）年十一月、その南大東島を訪問、同行した玉置半右衛門ら玉置開拓事務所幹部らに歓待される。帰京後「大東島」と題する小論を発表し、短期間で玉置が「移住民九三戸四二二人」からなる新開地の開拓に成功した様子を「此の如き絶海の孤島を能くも僅々五年間に斯くも開發したるものかな」「絶海無人の境に此の如き別天地を開拓せしは、全く気力と科学との賜なり、科学と気力さへあれば、何事も成就せざるなく、欧米富強の原因も全く此の二個に依ることを

愈々知つたのである」と賞賛してやまない（同上、一八頁、二三頁）。

玉置は、玉置開拓事務所（一九一〇年玉置商会へ改称）を設置し、「開拓」三年目の一九〇三年から製糖事業に着手する。その際玉置は、沖縄で労働者を募集、採用された十一人の労働者と帆船五十馬力の蒸気力を利用した製糖機材を携えて南大東島に上陸する。¹⁴ また同年沖縄本島から十八人の黒糖技術者と三十人の労働者が南大東島に渡るなど沖縄の糖業を移入する形で事業が展開されていく。玉置は、移住者と小作契約を結び、農具や牛馬を貸与、小作人の砂糖代金は島内だけで通用する金券で支払う形をとった。この方式は、その後の東洋製糖、大日本製糖時代にも引き継がれることになった。換言すれば砂糖農家は、島という「隔離された環境においてだけ存在」でき、かつ土地所有権をもつ「会社資本の囲い込みのなかでしか存在しない」状況に置かれたのだった。¹⁵

玉置半右衛門の死去（一九一〇年）後、糖業の権利は玉置一族から離れ東洋製糖株式会社へ移転する。農民は会社の指示に従って作物の選定、耕作にあたるという点では玉置時代と本質的に同じであった。その後一九二七年の金融恐慌の影響で東洋製糖が不振におちいった時、同社は大日本製糖株式会社へ合併される。ちなみに第一次世界大戦初期の糖業全盛期一九一五年には、沖縄県内各地から八〇四人の労働者が南大東島に渡っている。¹⁶ この時期の南大東島の砂糖景気的一端は、「大東島出稼人夫貳百名募集」との『琉球新報』（一九一四年十月十七日）の労働者募集の広告からもうかがえる。

このように沖縄における新開地南大東島には、玉置一族を初め八丈島出身の製糖会社の社員を最上

位に、八丈島系の小作農、ついで出稼ぎ農業労働者として来島する沖繩本島等からの人たちの三つの階層から形成された。戦前の南大東島ではそうした背景もあり、八丈島からの移住者で製糖会社から土地を貸与される小作農を「島民」あるいは「親方」と呼び、「親方」に雇われた主に沖繩からの出稼ぎ労働者を「仲間」と呼んだ。文吉の父勢理客松も、そうした「仲間」の一人であった。松自身の南大東島での体験を知り得る直接の資料は存在しないが、以下では同時代の沖繩からの二、三の「仲間」の声を摘録しておきたい。

南大東島という小さな開拓地にあつては、絶対的な権力者である会社の支配（玉置商会、東洋製糖、大日本製糖とを問わず）の下での農業労働者の生活は決して生易しいものではなかった。第一次世界大戦中一九一六年から十七年にかけて、農業労働者として羽地村から出稼ぎに出た喜納貞順（一八八七年生れ）は、「土方から、畑仕事、キビ刈りや草刈り、牛の世話まで全般にわたった」と日々の労務のきびしさを振り返る。また一九三三年に南大東島に渡った伊波興榮（一九一六年生れ）は、牛の飼たる草を刈るため雨が降っても一日に二回山に入り、夜明けから暗くなるまで働き続けた、そして「あんなところは、二度と行く人はいませんよ。きつい。みな一度きりだ。あまりにきつすぎる」と過酷な体験を回想する¹⁷。

もう一人は、勢理客松より一世代下がるが同じ佐敷町出身の知念キヨ（一九一八年生れ）の事例である。彼女が一歳頃、両親が募集に応じ南大東島に出稼ぎに行く。往時を回顧し知念は、楕円形をし

た南大東島を「海岸線は絶壁で、周囲が小高い山のようになっていました。中央部分はくぼ地になり、そこに砂糖キビ畑が広がっていました。そこには小さな湖のような池が沢山ありました」と懐かしむ一方、両親をはじめ出稼ぎ労働者の実情の一端をこう紹介する「南」大東島では二月から六月が製糖期で外から出稼ぎ労働者を大体一〜二年の契約で募集する。「毎日毎日監督が畑にきて、一日何束刈り取ったかを」帳面につけ、毎月一回賃金をもらう。そこから食事代やらを差し引きされる。病院や売店も会社の所有なので、そこで使った代金もすべて給料引きであった等々⁽¹⁸⁾。

移住者たちのこうした声を総括する形で、『名護市史』は、無人の島から会社資本の島へと変わり、かつ国により会社資本が優遇されたこの島は、「生産のためのきびしい階層・階級構造と、孤立する島に専制的な人身支配の仕組みを生み出した」と述べる。そしてこうした構造は、沖縄からの移民が多数を占める第一次世界大戦後の南洋興発下の南洋群島でさらに大規模な形で見られたと指摘する（同上、四二頁）。

他方、砂糖農家に対し絶対的に優位な立場にあった会社側は、ある意味で当然のことだが会社と小作農家との間の関係は調和的なものであったと指摘する。たとえば玉置商会を継承した東洋製糖の二代目所長山成喬六は、南大東島の特徴を「全島が一会社で所有…全島の所有権を握って其事業を「会社」が統括」すること⁽¹⁹⁾にあり、「帝国政府も拓殖上多大の援助をしてくれ干渉などなかった」と述べつつ、こう強調する。「島民諸氏亦会社に信頼して之に協力し、全島一致互に融和し極めて平和に経過

表3 1903年より1916年までの人口の推移

	年別	戸数	人口	男	女	本件 労働者
1903	明治 36年		215	115	100	7
1905	〃 38年	93	422			
1909	〃 42年	197	824	468	356	23
1912	大正 元年	229	1,384	783	601	
1914	〃 3年	281	1,992	1,168	824	460
1915	〃 4年	291	3,020	1,700	1,220	804
1916	〃 5年	306	2,987	2,079	908	589

表4 南大東島居住者県別（大正5年）

県別	戸数	人口	男	女
沖 縄	7	1,441	1,309	132
鹿児島	1	84	63	21
東 京	262	1,347	648	699
静 岡	15	53	30	23
茨 城	1	8	4	4
千 葉	1	7	3	4
長 野	1	7	4	3
其の他	19	40	18	22
計	306	2,987	2,079	908

出所：城間雨邨編『南大東島開拓百周年記念誌』南大東島村役場、2001年、43頁

したるため、会社は善く統一貫したる施設を為し得た：我国の殖民地経営の上に於て特異の事実。」
 沖繩本島から出稼ぎで南大東島に渡ったものの、上述のような社会・労働環境から逃げ出す形で、多くの移住者は第一次世界大戦を機に新たなフロンティアを求めパラオをはじめ新占領地南洋群島に向かったであろう。勢理客松も、そうしたパラオ移民の一人であった。また松らの郷里島尻郡『佐敷町史』の記録も、同町から南大東島への出稼ぎはサトウキビ刈り入れ期の六月から十一月に多く、

また大東島からパラオへ移住する人たちも少なからずあったことを報じている。²⁰⁾

以上の考察と関連させつつ、本節の結びとして二〇世紀初頭の開拓初期から第一次世界大戦期までの南大東島の人口状況をみておきたい（表3および4参照）。両表からは以下のような特徴が指摘されよう（1）～（3）は表3関連、（4）～（7）は表4関連）。

① 南大東島への入植がはじまってから約十五年を経た時点（一九一六年）で、定住者に沖縄からの出稼ぎ労働者を加えると人口が三五〇〇余人へと増加している。なかでも第一次世界大戦期の伸びが顕著である。

② とりわけそれ以前と比べると沖縄からの出稼ぎ労働者の急増が顕著であり、南大東島が東洋製糖の支配下で「砂糖ブーム」に沸いていたことを想起させる。

③ 初年度（一九〇三年）以降、戸数は右肩上がりに増加しており、それにつれて一九一六年を除き女性の数も大幅に増加している。しかしながら第一次世界大戦下の後半（一九一五～一六年）になると男性比が急増している。国際的な砂糖価格暴落前の「最後の砂糖ブーム」があったことをうかがわせる。

④ 一九一六（大正五）年、戸数では東京（主として八丈島）出身者が他県を圧倒しているのに対し（二六二戸）、地元沖縄はわずかに七戸を数えるのみである。沖縄からは一～二年の契約での出稼ぎが主であったことを示している。

⑤ 同年の沖縄からの総人口（一四四一人）をみると女の比率は男の十分の一に過ぎない。これも男子単身での出稼ぎという雇用形態に起因するものといえよう。

⑥ それに対し八丈島を主とする東京出身者を見ると、逆に女性人口の方が多くなっている。これは単身での出稼ぎ型ではなく、定住型の労働移動が主であったことを意味するものであろう。

⑦ 何よりも顕著なことは、当初八丈島（東京）からの移住者により開拓された南大東島だが、一六六年の居住者人口の出身地をみると沖繩が東京を上回っている。沖繩本島における経済状況の悪化も一因し、距離的に近い沖繩諸島からの人口移動が増加したことの証といえよう。

2 母宮川ハル（一八八〇～一九六九年）

勢理客松は、前節で述べたように沖繩本島で生まれ若くして新開地南大東島に出稼ぎに出、さらにそこから新占領地南洋群島の中心パラオへと渡る。日本海軍が、旧ドイツ領南洋群島をその支配下に置いた一九一五年前後のことであった。

まもなく松は、そのパラオで硫黄島から移民として渡った大柄な女性宮川ハルと知り合い、やがて結婚することになる。ハルは伊豆大島（東京府）南部の古い港町波浮出身、実家は波浮港を見下ろす高台にある豊かな網元であった。²¹ その弟宮川龍之助も一八〇センチ、八〇キロの偉丈夫であった。両親と共に大島から母島に渡りその地で育った龍之助は、姉ハルをともないやがてさらなるフロンティアを求めて開拓まもない硫黄島へと移り住んだ。

二〇世紀に入ってまもないころであった。硫黄の採掘現場で働く一方、宮川組をおこし慣れ親しんだ漁業に精出す日々であった。ハル、龍之助姉弟、その後続いた家族も含め宮川家は、硫黄島の南集落に生活の拠点を設けた。一九三〇年代に入り海軍の飛行場等軍事関連施設の建設が始まると、龍

之助はその建設現場の工事を請け負うなど事業を多角化していった。

この当時、軍による小笠原諸島要塞化の強化にともない、硫黄島もある種の「軍事バブル」にわく時代であった。しかも全盛期は過ぎたとはいえ特産の硫黄はダイナマイトの原料として全国の六〇％を占め、麻酔薬の原料コカは世界一の純度をほこるなど軍事産業との関係も浅くなかった。また龍之助は硫黄島漁業会長として島の有力者の一人となっていた。²²⁾

宮川ハル・龍之助の硫黄島来島は、前章で述べた久保田宗三郎らが事業開始にあたり母島から移住者を誘致したのとほぼ同じ時期のことである。その勧誘を受けて移住した可能性も少なからずあるとあってよいだろう。なおハルは硫黄島で山下某と結婚し二児を得るも、夫はパラオに移住してまもなく病没する。幼な子をかかえて苦闘している寡婦ハルをみかね、年下ではあるが近所に住む沖繩からの移民勢理客松が何くれとなく世話をする中で、二人はパラオで所帯をもつことになる。そしてしばらく同地で暮した後、最終的にはハルが慣れ親しんだ地であり、親族も生業にいそむ硫黄島に戻ることに意を決した。その地で一九一九年、松・ハルの次男として生まれた文吉は、兄幸一、妹せつ子、春子と共に自由闊達な少年時代を過ごすことになる。

3 南大東島と硫黄島

南洋群島の中心地パラオで結婚した勢理客松と宮川ハルは、この地に渡る前似たような環境下でそ

表5 南大東島と硫黄島の比較

	南大東島	硫黄島
面積・人口（1915年）	30.57km ² 、3020人	21km ² 、679人
主要島からの距離	沖縄本島から約360キロ	父島から約250キロ
日本領有年（主要島領有）	1885年（1879年）	1891年（父島・母島1876年）
領有時定住人口	なし	なし
初期移住者の主要出身地	八丈島、沖縄諸島	父島、母島、八丈島、東京府
主要産業	サトウキビ、製糖、燐鉱	硫黄、綿花、サトウキビ、薬用植物
主要経営業者	玉置商会、東洋製糖、大日本製糖	久保田殖産、硫黄島拓殖製糖、硫黄島産業
戦中期	飛行場拡張	要塞化、「強制疎開」
戦争末期	急速な軍事化	「玉碎の島」
戦後	米軍支配下、1972年施政権返還	米軍支配下、1968年施政権返還、住民帰還不可
現状	サトウキビ産業、観光	定住不許可、自衛隊管轄下

筆者作成

それぞれの青春の日々を過ごしてきた。「内地」からみれば周縁に位置する沖縄諸島と小笠原諸島、その中の「中心」である沖縄本島、父島からさらに三六〇キロ、二五〇キロ離れた南大東島、硫黄島という離島での生活体験を共有していることである。こうした実生活上の共通体験が、二人の硫黄島での新生活を順応しやすいものにしたのであろう。なお文吉自身は、父祖の地である沖縄に対しとくに強いこだわりをもつこともなく、あくまでも「東京府硫黄島出身」というアイデンティティにこだわり続けた。

勢理客文吉の両親について論じた本章を閉じるに際し、ここで父松、母ハルとの関係が深い南大東島、硫黄島の簡潔な比較を試みておきたい（表5参照）。

表5からもうかがわれるように、この両島にはいくつかの重要な共通点がみられる。たとえば①地理的な位置（地域の中心地からの距離）、②ともに明治期中期

に帝国日本の主権下に組み込まれたこと、③元来は無人島であったが、新規に開拓がなされたこと、④開拓において八丈島からの移住者が大きな役割を果たしたこと、⑤主要な産業がサトウキビ栽培、製糖業であり、かつ特定のプランテーション型企業資本が島の事実上の支配者であったこと、そして⑥戦時期とくにサイパン島陥落後は本土防衛の最前線とみなされ、一段と軍事化が進んだこと、⑥それにつれて島外から兵士や労働者が大量に流入し、島民人口を大きく上回ったこと等である。

他方、日本敗戦後の両島の歩みは、決定的に異なっている。両島とも戦後すぐ勝者アメリカの軍事占領下におかれ、一九五二年四月発効の対日平和条約下においても実質的な米支配が続いた点では同じであった。しかしながら、この間硫黄島では戦争末期に「強制疎開」により故郷から切り離された一千余名の住民は帰島を許されることはなかった。しかも一九六八年六月小笠原諸島全体の施政権が日本国に返還されてからも、本稿冒頭に紹介した「表向き」理由によって、旧島民の帰還はおろか自由墓参すら許されない状況が今日なお続いている。施政権は還ったが人々は帰れないままなのである。

一方、南大東島では、かつて「玉置時代」に小作人に対しなされた三十年働けば土地は所有できるとの「約束」は戦後になってもながらく実施されることはなかった。しかしながら、皮肉なことに米軍統治下その強権的体質から「帝王」とも呼ばれたワトソン高等弁務官の介入によって、南大東島の土地所有権をめぐる小作人側と会社（大日本製糖）側の長年にわたる紛争は、最終的に会社側が所有権を放棄することによって一九六三年に決着を見るに至る。そのこともあり、今日、南大東島は米軍統治期

の評価をめぐって、沖縄の中ではユニークな立場にあるといえる。

三、青少年期・硫黄島時代の勢理客文吉

1 文吉誕生年Ⅱ軍事化の起点

勢理客文吉は、第一次世界大戦終結の翌年一九一九年四月二十六日、父松、母ハルの二男として硫黄島北集落で生まれた。

その年パリではベルサイユ講和条約が調印（六月二十八日）され、新たな国際秩序の幕開けがみられた。その一年半前にはロシア革命により、世界最初の社会主義国家が誕生していた。他方、日英同盟を奇貨として第一次世界大戦へ参戦し戦勝国の一員となった日本は、赤道以北の南洋諸島ならびに青島をドイツから獲得し、アジア唯一の列強、世界の四大国の一員としての地歩を固めていた。そのことは同時に欧米列強、とりわけもう一つの太平洋パワーアメリカから日本の太平洋地域への進出に警戒の目が向けられる一因となった。

こうした国際環境の変化を背景に、一九一九年十二月小笠原諸島・父島に要塞が設置されることが決定した。これは一八九九（明治三十二）年七月に公布された「要塞地帯法」をふまえたものであり、また前年八月の「父島要塞設置要綱」に基づくものであった。ここでは「海上及空中ヨリスル敵ノ攻

撃二対シ我海軍ト相俟チ二見港ヲ掩護ス」ることが主たる任務とされた。⁽²³⁾

さらに翌一九二〇年八月には要塞構築の準備として、陸軍築城部父島支所ならびに父島海軍無線電信所が開設される。そしてそれらの秘密防護のため東京憲兵隊麹町分隊の管轄下、父島憲兵分駐所が設けられた。それ以降、人口五千人規模の南海の離島・父島に憲兵が常駐することになった。防諜という観点から憲兵は、島民とりわけ欧米系の人びと（「帰化人」と呼称）が来島する外国人と接触することに神経をとがらせ、下船外国人には監視のため憲兵が同伴することになる。こうした監視は一九三〇年代以降に入ると一段ときびしさを増す。たとえば（下船）英国人は南陽館に指宿後、西町居住の帰化人宅に二時間滞在、翌日午前九時に母島へ」出発と、その行動が逐一要塞司令部に報告されるようになった。⁽²⁴⁾

ワシントン海軍軍縮条約により小笠原諸島の軍事化には一定の歯止めがかけられたかにもえたが、一九三〇年代に入りとくに満州事変以降になると「静かな形」でふたたび軍事的強化が企図される。その一環として一九三二年、海軍は父島・洲崎に飛行場建設を開始する。ただし対外関係を考慮し、その名目は東京府農事試験所用地として造成工事が着手され、洲崎飛行場は東京府第一農場と呼称された。さらに翌一九三三年海軍大演習に際し、硫黄島・千鳥が原には急遽八〇〇メートル×二〇〇メートル規模の飛行場が建設されたが、それは東京府第二農場と称された。⁽²⁵⁾

勢理客文吉が大正小学校の尋常科から高等科に進み、その後青年学校に学ぶ時期は、まさに硫黄島

に軍部の「熱い視線」が注がれ始めた時代であった。折しも一九三六年十二月には海軍軍縮条約が失効し、無条約時代に突入することになる。こうした中で陸海軍は、父島・硫黄島の航空基地の増強を本格化する。そして開戦三か月前の一九四一年九月には、従来不時着飛行場のみであった硫黄島に防空砲台の建設が進められた。

結果的には一九四五年三月の「玉碎」へとつながる一連の硫黄島の軍事化は、前述した一九一九年十二月の父島要塞の設置決定に起点をもつものであった。それは勢理客文吉の誕生八か月後のことであり、文吉の生涯は硫黄島のその後の歩みと折り重なるように展開するのであった。

2 硫黄島の社会経済状況

軍事的な環境が次第に整備される一方、硫黄島の産業もサトウキビ、糖業依存から薬用食物や蔬菜の栽培をはじめ多角的になり、また「内地」との経済的関係も強まってくる。こうした状況と関連し、定住人口も一九二〇年以降つねに一千名を超える規模で推移するようになった。

このように実質的には村落社会が形成されてきたにもかかわらず、地方自治制度の適用面からみると硫黄島を含め小笠原諸島全体は大幅に立ち遅れていた。一九三一年秋、小笠原諸島を視察した内務官僚岡田包義は、母島・北村を除くと小笠原支庁下にある諸島全体で役場・世話掛はよく機能している、とくに「島司ノ命ヲ受ケ島村役場吏員ヲ指揮監督ス」と規定された世話掛は、「村寄合ヲ管掌シ」

「島村有土地及建物等ヲ管理」し、「戸籍簿及寄留簿ヲ備ヘ村内住民ノ出入ヲ明確」にしている等、行政全般を円滑に運営していると評価する。こうした実態にもかかわらず、岡田は法制度上からみて小笠原諸島は内地の町村と異なる点が多いと指摘する。具体的には普通町村制はおるか伊豆大島や八丈島に適用されていた島嶼町村制も未だ施行されていないこと、また府税の賦課や衆議院議員はもちろん府議会議員の選挙権被選挙権がないこと等を列記する。⁽²⁶⁾

岡田包義が観察したように、一千名余の人口を擁する硫黄島は行政・経済・教育の中心元山を軸に東、西、千島、南、玉名山、北等の各集落がおたがいに密接な関係をもちつつ一個の島社会を形成していた。住民の多くは最大企業である硫黄島拓殖製糖(株)と関わりをもち、会社の小作人あるいは従業員であるが、他方で農業、牧畜、漁業等の自主的な生産活動は許されていた。また会社は、生産活動のみならず流通、学校、警察の運営にいたるまでその影響下においていた。その意味では硫黄島は拓殖会社が小作人の生産と消費とともに支配するプランテーション型入植地であり、それ故に一九三〇年代になるとこうした支配構造に対する新設の小作人組合による争議活動も活発化するようになる。⁽²⁷⁾この点では、前節でみた南大東島と社会経済構造的にきわめて類似しているといえよう。

なお硫黄島拓殖製糖は、一九三六年に、硫黄島産業と社名を変更した。基幹産業であった糖業は一九一六年に最高出来高を示したが、その後は一九二七年の国際的な糖価大暴落の影響を受けたり、安価な台湾糖やジャワ糖に押されたりで下降傾向をたどっていた。その結果、会社は砂糖依存から甘蔗、

コカ、ベチバ、レモングラス等薬用植物へ栽培の力点を移し、それらを従来同様小作に栽培させ、収穫後これを集め会社所有の各工場で製品化し、内地へ移出する経営戦略に転じた。硫黄島産業は、生産面のみならず島民の生活必需品等の消費面においても、東京・京橋に仕入れ所を設け、新橋の同系列の堤産業倉庫に委託し米、みそ、学用品、日用品を仕入れ、会社の販売部で荷受けし島民に売るシステムを作り上げた（この点も南大東島の場合と同様）。硫黄島では生産できない主食の米については、島内四か所に設けられた会社所有の倉庫に、常時二、三カ月分の貯蔵があったといわれる⁽²⁸⁾。

3 勢理客文吉の小学校時代

パラオを引揚げ硫黄島の北部に位置する北集落に居を定めた勢理客一家は、どのような暮らし向きであったのだろうか。父松は多くの島民と同じように硫黄島拓殖製糖と小作契約を結ぶ一方、半農半漁を生業とし、決して豊かとはいえないものの家族六人、過不足ない日常生活を送っていた。母ハルも実弟龍之助の宮川組の出漁の手助けをしながら四人の子どもの世話に明け暮れる、平凡ながらも穏やかな毎日であった。

そうした一家六人の平安な生活も、硫黄島にも軍事化の波が押し寄せてくるにつれ、次第にかげりをもせるようになる。島民の誰もが否応なく自らの故郷の戦略的重要性を認識させられるようになった。青年団、処女会、あるいは「官」色の強い在郷軍人会といった住民組織の活動も活発化し、とり

わけ一九三〇年代になるとさまざまな機会に国防意識の高揚が強調されるようになった。

文吉はそのような移ろいゆく時代の空気を肌で感じつつ、大正から昭和へと元号が変わる一九二六年春、大正尋常高等小学校に入学する。

(1) 定期船入港の喜び

硫黄島唯一の大正尋常高等小学校に学ぶ生徒たちにとって、何よりの楽しみは当時は二カ月に一回偶数月に入港する定期船芝栗丸（チーフー丸）を迎えることであった（父島・二見港には昭和に入ってから年十六回、一九三四年からは年二十六回の入港があった）。文吉とほぼ同じ時期に同小学校に入学した奥山今一は、往時船影が遠望され船見岩（島の中央、噴火口近くの小高い岩）で半鐘がならされると、教室は「生徒総立ち」となり、教師も授業を早く切り上げてくれ、皆で浜に走ったことを懐かしく回想する。とくに正月を控えた十二月その年最後の定期便の入港は大変な賑わいであった。⁽²⁹⁾

芝栗丸の入港が小学校にもたらす喜びや期待感は、生徒だけでなく教師たちも同様かそれ以上のものがあつた。一九二八年に着任し五年間同校で教鞭をとり文吉も習った中村栄寿は、船到着とともに島に益と暮が同時に来るような忙しさを懐かしがる。定期船が運んできた学校関係の公文書を小学校、農業補習学校、青年訓練所別に仕分けし、さらに府庁、支庁に分類しそれを報告月日順に整理したり、新聞を日付順にそろえ一カ月分ずつ綴り込む作業に追われる。そして何よりも二カ月分の俸給も届くのだつた。これによって「平素メモ式のやりとりが実際に現金で精算され、島の経済の流通に一体化

する」と中村は記すのであった。³⁰⁾

(2) 「御真影」 硫黄島へ

文部省が天皇と皇后の「御真影」を全国の高等小学校へ下付する旨府県庁を通じ告知したのは、一八八九（明治二二）年十二月のことであった。それは教育勅語発布（一八九〇年一〇月）、大日本帝国憲法施行（同年一月）に先立ってのことであり、かつ天皇制を根幹におく大日本帝国の「理念」をいち早く教育の現場で顕現しようとする政策であった。その上で一八九一年十一月、文部省は学校へ下付された「御真影」と「教育勅語謄本」とを校内の一定の場所に「最モ尊重ニ奉置」するよう訓令を發した。

こうして「御真影」と「教育勅語」は全国津々浦々の学校教育の現場で聖化され、不可侵視されていった。しかしながら、硫黄島大正尋常小学校では、長らく「御真影」が東京府を通じ下付されないままであった。その状態を「憂慮」したのが、一九二〇年に同学校長に就任し爾後二十年間にわたりその職にあった安宅吉次郎（一八八八年生まれ）であった。「教育の使命に徹し、直情径行的にその道を実践」³¹⁾する安宅校長は、着任まもない一九二二年六月、小笠原島庁経由府知事宛に「御真影下賜願」を提出した。それはすぐに受理されるところとなり、八月から具体化された。その府知事宛「願」の中で安宅は、「両陛下奉拝の堵列に加わる経験のない本校児童にも皇恩奉謝の情操を涵養いたしたいので」とその理由を開陳した。こうして同年八月十五日、青年団の奏樂がおごそかに流れる中、大正

小学校において開校以来もつとも盛大な式典が挙行された。

このことが硫黄島在住の官民にとりいかに重要であったかは、以下の「御真影奉戴の経過模様」からも明らかである。⁽²⁾

「東京府庁で知事より島庁視学に、それから定期船内は石川艦長・随員警護、父島より島庁金丸書記、平林巡查警護・来島、西海岸より学校まで安宅校長・兩宮役場書記交々拝持す。沿道には、青木助役・山村・山本両学務委員・島民総代、在郷軍人分会員・青年団員・処女会員・大正校児童職員・島民・藤川・西川両駐在巡查等奉迎す。青年団の奏楽の裡に厳肅に校内新設の奉安所に安置された。」

この年文吉はまだ三歳、両親に抱かれて「御真影」が通過するのを沿道で見送ったことと思われる。爾来、大正尋常高等小学校の一角に建てられた「奉安殿」に「最モ尊重ニ奉置」された「御真影」は、生徒たちに「天皇の赤子」たる意識を植えつけるもつとも重要なシンボルとなった。そして開戦の年一九四一年大正尋常高等小学校も国民学校へと改称されるが、それにより「天皇の赤子」のありがたさはますます強調される。国民学校の「教育簿」には信条が明記されたが、その第一は「私達は天皇陛下の御民です、君に忠に親に孝に誠の日本臣民になります」と謳われた。

こうして見ると、島という閉じられた空間の中で「御真影」拝礼に象徴される「天皇の赤子」意識が、学校教育の現場で教師から生徒へと確実に伝達されていたことがうかがわれる。この道徳律と戦

時態勢下で一段と強化された軍事教練とを両軸として、大正尋常高等小学校（国民学校）の児童は少年期を過ごしたといえよう。勢理客文吉も、そうした時代の空気を吸いながら、尋常高等小学校そしてその後進学した青年学校で多感な青少年時代を送ったのであった。

(3) 皇室崇敬の心情

日本の小笠原諸島領有まもない一八八三（明治十六）年八月、「聖旨伝達」のため西四辻公業侍従が同諸島を初めて「巡覧」した。ついで二年後には毛利左門侍従（海軍少佐）が東園子爵らを伴い同じ目的で来島した。それ以来、ほぼ隔年で遠路をもつともせず天皇の名代として侍従が来島した。硫黄島まで来航することはなかったが、父島・母島での「聖旨伝達」の詳細はもちろん領有（一八九一年）後の硫黄島にもその都度伝えられた。

こうした一連の皇室関係者の来島の中で、一九二七（昭和二）年七月の天皇「行幸」は、小笠原諸島の近現代史の中で特筆に値する出来事として位置づけられた。「行幸」は、「連合艦隊戦闘射撃及爆撃実験」の見学と「小笠原・奄美大島諸島民情風土」の視察が主な目的とされた³³。

昭和天皇一行は同年七月二十八日、横須賀港から「御召艦」山城に乗船、三十日に父島・二見港に入港、以来三日間にわたり父島・母島を視察する。主な行程をみておくと、到着後すぐ大村尋常高等小学校に赴き校庭で「全校生徒、島民一同の万歳三唱」を受けた後、父島要塞司令部、ついで小笠原支庁へ向かう。支庁へは随員の東京府知事平塚広義、内務省警保局長山田万之助らが従ったが、また

る目的は父島における「自治功労者」として志村文治郎、久世延吉、「農事功労者」として青野正三郎、「社会教化事業功労者」としてジョセフ・ゴンザレスらを引見することであった。その中で注目されるのは、「功労者」として顕彰された五人の島民代表の一人としてゴンザレス神父が含まれていたことである。神戸の神学校に学び長年にわたり日本人社会と欧米系住民との橋渡し役をつとめた欧米系の代表格でもあるゴンザレスの顕彰は、帝国日本は「帰化人」と範疇化された欧米系島民に対しても「一視同仁」に接していることを伝えるメッセージでもあった。従来の特従の「巡覧」においても、必ず「帰化人部落」を訪れ欧米系住民との接触をはかったが、この「行幸」においても、天皇は「奥村帰化人部落」の視察を日程に組み入れ、同地の「欧米系日本人」に「御会釈を賜う」ことを忘れなかった。

帝都東京の最遠隔地への「行幸」をとどこおりなく済ませた東京府当局は、二年後その「行幸」を記念する形で『小笠原島総覧』を公刊する。その冒頭では「行幸」を讃仰し、こう記されている。「波濤万里の孤島に生を享くる者、何の天幸ぞ、斯かる無前の光榮に浴して、感泣やまざるところである。」天皇の「恩寵」をふまえ東京府は、孤島小笠原諸島の善政に努めているのだというある種の陶醉感をもとにさらにこう続ける。³⁴⁾

「小笠原島民はといへば、今や彼等は 行幸以前にその島嶼を愛しつ、あつたそれよりも、尚遙かに大きな愛と考へ方とをこの島嶼に対して抱き来つたといふことは、疑ひなきことでそれは誠に然

かあるべきわけである。」

それではこうした「上」（「中央」）からの目線に対して、島民社会は「行幸」に關しどのような対応を示したのだろうか。端的にいうならば「主権在君」の国家原理に異をはさむことなく、そして東京府当局が述べたように「無前の光榮」としてそれを受容したといえよう。「行幸」は硫黄島の島民には直接の關係はなかったが、翌一九二八年の昭和天皇の即位礼に対する硫黄島側の対応をみてみよう。硫黄島において国家的行事が行われる場所はおおむね大正尋常高等小学校であったが、同校略史の中の昭和天皇即位礼（十一月十日）を祝す「御大典奉祝」の項をみておきたい。⁽³⁵⁾

同日、大正尋常高等小学校では「御大典奉祝記念」と銘打って、「学芸会・青年団・処女会合同」「運動会」「展覧会」に加え、「全島一周旗行列」「学校・全島民合同皇居遥拝式」が挙行された。その光景は「開拓以来四十年にわたる全島最大行事で、昭和の新世代を寿ぎ祝った」（一三〇頁）と描写されたが、それはまさに「斯かる無前の光榮に浴して、感泣やまないと」と「行幸」を謳った東京府¹¹官の論理と感応するものであった。

(4) 硫黄島大正尋常高等小学校

硫黄島大正尋常高等小学校は創立以来三十一年間で一千余名の卒業生を送り出し、一九四四年七月事実上閉校となった。「強制疎開」命令により、住民の大部分が離島を余儀なくされたためであった。同小学校についてはこれまで中村栄寿編『硫黄島——村は消えた 戦前の歴史をたどる』等によりな

がら随所で触れてきたが、ここでは小学校が果たした社会的役割として「島内新聞」の発行について紹介しておきたい。一九三一年四月、蓄電池式学校ラジオ受信機が島の中心元山の小高い丘の上にある大正小学校に設置され、多くの島民が娯楽をかねて耳を傾けた。それを契機に何人かの有志教員が夜七時と九時に放送されるニュースの要点をガリ版印刷し、翌日に島内の要職者や各集落の長に配ったり、それを掲示板にはって島の人々が読めるようにした。それによって島民は上海事変や「爆弾三勇士」、「満洲国建国」、国際連盟脱退等の日本をとりまく重要なニュースをただちに知ることが可能になった。当時の島民にとっては「本島開拓以来の画期的な社会事業」であった。この「日刊島内新聞」は開戦まで十年間継続した³⁶。

勢理客文吉は、このラジオ受信機設置の年に高等科に進学し、卒業後は青年学校で学ぶことになる。文吉と同じように、小学校高等科を卒業後青年学校に学んだ若者の一例として母島の一青年の場合を参考としてみておきたい³⁷。「農漁業に就かな」かった彼は高等科を終えた後「若い衆組合」に属し、早朝組合長宅に向き、そこで砂糖締め、畑総掘り、荷役等雑多な用務の割り振りを受ける。そして「夕方帰宅してから食事をして青年学校へ行き、終わったら直ぐに寝る」というのが彼(ら)の日常生活スタイルで会った。

こうした文吉らの歩みと関連させ、『硫黄島——村は消えた』(一三一—一三三頁)によりながら一九四〇年代以降開戦までの大正尋常高等小学校の主な動きを手短かにみておこう。

一九四〇年 東京での皇紀「二千六百年祭」式典に安宅校長出席、記念品下賜後十二月に退職、勤

続二十一年。後任校長に斎藤源一教頭昇格。

一九四一年 文部省による小学校制度改編で学校名が硫黄島村大正国民学校へと改称、父島で小笠原支庁管下全教員国民学校講習会が開催、硫黄島からも二名参加、「画期的な教育講習会」。大正国民学校、三条からなる「教育簿」に信条を明記。「一、私達は天皇陛下の御民です 君に忠に親に孝に 誠の日本臣民になります。一、私達は、大正国民学校の児童です 教に遵い 業を励み 高く学校の名を輝かします。一、私達は 大東亜を興す国民です 心を錬り 身を鍛へ 強く 皇国の力となります。」

この略年譜からも、大正尋常高等小学校、後身の大正国民学校は、文部省管轄下の学校として軍事教練と皇国意識の高揚を両軸にしながら、生徒たちに「非常時日本」に挺身する人材となるよう教育にあたっていたことがうかがえる。そして文吉を含め多くの生徒は、「立派な少国民」となる決意で学
校当局（政府当局）の「期待」に応えることに無心に努めたのであった。

四・戦時期硫黄島と勢理客家の人びと

前章でみたように、一九三〇年代以降の硫黄島では軍事的な施設の整備拡充といったハード面のみ

ならず、そうした軍事化の影響を受けて学校教育や社会生活等ソフト面においても、さまざまな変化があらわれるようになった。

しかしながらそうした中にあっても、人びとの日々の生業は開戦までは劇的な変化があつたわけではなかつた。表6は、開戦前三年間の農産物の耕作面積と生産額の平均を示したものである。この内まず硫黄島の主産物である薬用植物についての内訳をみると、五種類の作物（特殊作物）の名称）の合計で硫黄島は他の二島を圧倒し、面積において全体の六二・二%、生産額において八六・一%を占めていることが分かる。とりわけレモングラス、コカ栽培においては硫黄島の独壇場である。また綿花ならびに甘蔗についても、開拓初期以来の伝統的な優位を保持している。こうした薬用植物における優位は、硫黄島住民の多くがこれら作物栽培において小作人として働く硫黄島産業（株）の存在が大きいためである。他方、高い地熱が栽培に適する果実類は自給に十分であるが、日常の食生活に不可欠な野菜類はほとんど母島、父島に依存していることも明らかである。またこれらを含め農業生産自体は、戦争末期までは軍需への要請もあり継続されていた。

開戦まで相対的に安定した生活を維持していた硫黄島の住民にとって、戦争突入は孤島の雰囲気を一変させた。人口一千名ほどの離島に、相次いで陸海軍部隊が上陸する。一九四二年に入りまず和智恒蔵海軍中佐（海兵第五〇期）が率いる警備隊一千名以上が上陸する。これだけで島の人口に匹敵する規模であつた。当時の住民の一人冬木道太郎は、「文化生活からは離れた牧歌的な生活にも、やがて

表6 1939 - 1941年の平均耕作面積（ヘクタール）と生産額（円）

	父島		母島		硫黄島	
	耕作面積	生産額	耕作面積	生産額	耕作面積	生産額
野菜類合計	149.6	818,549	267.2	1,484,168	25.9	39,360
特殊作物合計	51.1	9,496	119.3	75,196	333	526,200
レモングラス					52.3	146,440
コカ					102.5	183,600
デリス			12	54,000	18.3	164,700
甘蔗	50.4	9,072	102.6	18,468	151.4	27,252
綿花	0.7	424	4.7	2,728	8.5	4,208
果樹計	26.2	18,280	27.1	18,878	32.2	25,749
その他の作物	4	55,124	1.9	21,750		
総合計（自動計算）	282	910,945	534.8	1,675,188	724.1	1,117,509
総合計（記載の数字）	230.9	901,449	415.5	1,599,992	391.1	596,309

	硫黄島の割合	
	耕作面積	生産額
野菜類合計	5.9	1.7
特殊作物合計	62.2	86.1
レモングラス	100	100
コカ	100	100
デリス	20.4	75.3
甘蔗	49.7	49.7
綿花	61.2	57.2
果樹計	37.7	40.9
その他の作物	0	0
総合計（自動計算）		
総合計（記載の数字）	37.7	

出所：辻友衛編『小笠原諸島歴史日記上巻』近代文藝社、1995年、353頁に基づき筆者調整。

1. 野菜類は、南瓜、胡瓜、トマト等16種類
2. 果実は、バナナ、パパイヤ等4種類

大きな変化」があらわれたと振り返り、「誰一人、此処が煉獄以上の修羅場になろうとは知らなかったであろう」と述懐する^⑧。冬木はその回想の中で、一九四二年にはせいぜい一匹八厘から一錢どまりの値段であったトビ魚が十錢になったことをあげ、海軍部隊の上陸による食料品の需要増が島民の日常生活にもたらした逼迫感を指摘する。

1 戦時態勢下の硫黄島

島民の日常生活に深刻な影を落とすことになる軍駐屯の動きを、もう少し追っておこう（中村栄寿編、前掲書、防衛庁戦史室編『戦史叢書中部太平洋方面陸軍作戦』等参照）。一九四三年九月になると父島方面特別根拠地隊の一部二三〇名が硫黄島に上陸、横須賀鎮守府派遣の約八〇〇名もこれに続く。御前会議が、「絶対国防線」をリアーナ・カロリン・西ニューギニアの線に後退させたのは、その直後の九月三十日のことであった。戦局はすでに悪化し同年二月にはガダルカナル島撤退、五月にはアッツ島守備軍が「玉砕」していた。同じころ硫黄島には一二〇〇メートル×二〇〇メートルの滑走路が完成、これによって海軍双発爆撃機の離着陸が可能となる。だがそれはあくまでも軍用であり、島民をふくめた一般民間人には閉ざされた飛行場である（今日も同じ状況である）。

一九四四年に入ると大本営は、一方でインド・ビルマ国境山岳地帯でのインパール作戦を決定（作戦開始は五月八日）、他方南太平洋方面では二月マーシャル群島のクェゼリン島が米軍の前に「玉砕」、

それにより硫黄島の兵力増強が加速化される。こうして三月には海軍硫黄島警備隊が新設（和智中佐ら三十九名）、また父島の小笠原地区兵団から陸軍部隊が初上陸、厚地兼彦大佐以下四八八三名が陣地構築に着手する等、翌年二月～三月の日米激戦での「玉砕」への道が準備される。

サイパン島の戦局悪化を背景に、大本営は六月二十六日に至り小笠原所在部隊を改編、第一〇九師団（小笠原兵団）として編成、「縦深陣地構想」を編み出す栗林忠道中將が師団長として着任する。そして七月一日、大本営は小笠原兵団に対し重要な意図・任務を伝える（大陸令第一〇四五号）。その要点は、第一に「小笠原群島方面ニ対スル大本営ノ企図ハ来攻スル敵ヲ撃滅シテ其要域ヲ確保シ以テ皇土ノ防衛ヲ全ウスルニ在リ」、第二は「小笠原兵団長ハ海軍ト協同シテ来攻スル敵ヲ撃破シ小笠原群島ノ要域ヲ確保スベシ」というものであった（防衛庁戦史室、前掲書、二八七頁）。

端的にいえば、小笠原諸島を「皇土」「本土」の防衛」のための最前線とせよということであった。すなわち沖繩と同じく「本土」のための「捨て石」となるべしとの構想を地元住民の頭越しに打ち出したのであった。この命令はサイパン陥落（七月七日）によって、より一層現実的な意味をもつことになる。それから一カ月後の八月四日、小笠原守備隊將兵に与えた「お言葉」の中で天皇は、「幾多の艱難を克服して……一意敵侵攻撃砕に努めつつあるは深く満足に思ふ。」と督励した。³⁹

一九四五年三月十七日、栗林兵団長の縦深陣地論をふまえ島内全土に十八キロにわたり築いた壕にたてこもり、守備隊は米軍の物量作戦に抵抗しつつ最期の日を迎えた。玉砕した日本軍の壕内では

表7 硫黄島における戦死・生還者数(人)

	戦死	生還
陸軍	12,858	743
海軍	6,681	274
計	19,539	1,017

*戦没者数については資料によって多少の差異がある。原剛「小笠原諸島軍事関係史」小笠原村教育委員会編『小笠原村戦跡調査報告書』二〇〇二年、一八頁は陸軍一万二八五〇人、海軍七〇五〇人としている。

「全員戦死した中で、受信機だけが詩吟をうたっている坑道」もあつた⁽⁴⁰⁾。沖縄とともに日本国領土内で唯二箇所「地上戦」が展開された硫黄島での陸海両軍の戦闘状況は表7のとおりであつた⁽⁴¹⁾。

時間はやや前後するが、ここで硫黄島「玉砕」直前における日本の中枢部の時局認識を『昭和天皇実録第九巻』によりながら見ておきたい。一九四五年二月二十六日、「サイパン陥落」の責を負つて前年七月退陣した前首相東条英機（陸軍大将）は、天皇に「拝謁」の機会を得る。席上東条は硫黄島の戦局悪化を認識しつつも、距離的にみて同島は本土に近く（米国と比べ）、したがって「我国ハ作戦的ニモ余裕アルコトヲ知ルベシ」と余裕を示した上で、これまで米軍

が占領した地域は「外域」に過ぎず「純粹ノ「日本」領土ニアラス」、今回初めて（二月十七日）「真ノ日本ノ皇土」に上陸したものであると言上した。そう述べた後東条は、敵は開戦前は四週間で日本を屈服させ得ると豪語したが、実際は四年後の今日になって「漸ク硫黄島ニトリ付キ得タリトモ言ヒ得」と強気の楽観論を崩そうとしなかつた（同五九〇頁）。

他方、その三日前天皇に「奏上」した岡田啓介（二・二六事件当時の首相、海軍大将）は、「時局真ニ由々敷コトニテ恐懼ノ至リナリ：科学ト技術ト物量トノ差隔ニヨリ戦局ノ見透シ樂觀ヲ許サザルヲ

「遺憾トス」と述べ、東条とは対照的にアメリカの科学・技術・物量は侮りがたしとの認識を表明した（同五七八頁）。さらに岡田は、現状に鑑み「我ニ有利ナル時期ヲ捉ヘテノ戦争ヲ止メルコトモ考フベキコトナリ」と踏み込むも、これは「思想ノ分裂混乱」をもたらず「虞」があるので「政治ノ局ニ当ルモノヨロシク腹ノ中ニテ考ヲ定メ置クベキナリ」と述べるにとどまった。もちろんその時点での天皇は、「戦争ヲ止メルコト」には否定的であった。

この点と関連し天皇および政府中枢のその後の動きを、小笠原諸島に対する見方とからめて追っておきたい。一九四五年七月に入り悪化一方の戦局を背景に、十二日天皇は鈴木貫太郎首相に対し「ソ連邦に対して率直に和平の仲介を依頼し、特使に親書を携帯させて派遣」するよう申し付けた（『昭和天皇実録九卷』七一八頁）。これをふまえ同日天皇は近衛文麿に対し、「対ソ特使を委任」するかもしれないので「心得置くべき旨」を伝えている。

対ソ特使派遣を受諾した近衛は七月十五日に「和平交渉の要綱」を作成し、その「条件」の中で「国土に就いては、なるべく他日の再起に便なることに努むるも、止むを得ざれば固有本土を以て満足すと書き入れた。同時にその「要綱」に続く「解説」の中で近衛は、「固有本土の解釈については、最下限沖縄、小笠原島、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度とすること」と説明した。この近衛文書を「驚くべき」内容と表現した豊下楯彦は、まさに沖縄は「捨て」られる対象であったと指摘する⁽⁴²⁾。そこでは明記されていないが、「捨て」られる対象にはもちろん小笠原諸島そして樺太、千島も

含まれていた。

2 「強制疎開」をめぐる

一九四四年二月までの段階で南東方面の日本軍の損失は「死者一三万人、艦艇七〇隻、船舶一一五隻、飛行機八千機」(『近代日本総合年表』より)に達していた。さらに三月末には南洋群島の中心パラオへの米機動部隊の攻撃へと続く中で、次の米軍の攻撃目標は硫黄島はじめ小笠原諸島であることが明確となった。こうした現実を前にして、来るべき米軍(連合軍)との戦争において「非戦闘員が足手まとい」となることを避けるため、その「足手まといをなくす」ことが小笠原兵団長栗林中将の方針となった。⁴³ こうして小笠原諸島全域から住民を「強制疎開」させる政策が具体化してゆく。

疎開とは、「空襲・火災などの被害を少なくするため、集中している人口や建造物を分散すること」(『広辞苑』)と定義されるが、そこには「空襲・火災など」の危険性が去った後は旧状に復す、ということが前提となっている。しかしながら、硫黄島から強制的に疎開を命じられた約一千名の島民にとって、戦争末期の意に反した離島は「強制的永久退去」令に等しかった(ちなみに父島・母島については欧米系島民「帰化人」は一九四六年十一月いち早く復帰を許され、残りの旧島民は一九六八年日本への小笠原諸島施政権返還によって四半世紀ぶりの帰島が可能となった)。

以下では、硫黄島で暮らす人びとの生活を根底から破壊した「強制疎開」がどのような経緯で実施

されたのかにつき、基本的な流れを跡付けておこう。小笠原諸島における疎開に向けての最初の動きは、一九四四年三月八日東京都（一九四三年六月、府改め）管下の小笠原島庁から警視庁警務部長への次のような電報であった。⁴⁴「防空法施行令第八条ノ一二該当スル者一千五百名ヲ四月末日迄ニ逐次内地ニ引揚グル準備中」。ついで四月七日に至り都は、軍を含む関係方面と協議の上「島嶼住民引揚実施要綱」を決定する。

この間太平洋方面の戦局は悪化の一途をたどり、六月十五日には南洋群島の要塞サイパン島へ米軍が上陸する。同日には小笠原諸島全域にわたる米軍機来襲もあった。逼迫する戦局の中、栗林兵団長は前述のように「足手まとい」となる非戦闘員の引揚を陸相に具申する。こうした一連の動きを経て六月二十六日、政府は対策を急ぎ内務・厚生両次官の名で都長官（知事）へ「次官通牒」を送付する。同通牒は「引揚勸奨者」の対象を規定したもので、①六十歳以上十五歳未満の者、②女性（とくに残留を要する者を除く）、③その他現下の状態に鑑み残留を要せざる者、とされた（東京都、同上）。この趣旨にもとづき都長官は、小笠原支庁長に引揚命令（「強制疎開」）を傳達したのだった（九月一日には八丈島支庁長にも同様の発令）。こうして先の三要件に該当するとみなされた島民は、わずかな身の回り品のみの携帯を許され、離島後の見知らぬ地での生活不安をかかえたまま慌ただしく危険に満ちた海域を「本土」に向かった。

政府は八月二十四日、次官会議決定で「引揚民保護指導要領」を制定、九月十二日には厚生省健民

局、防空総本部業務局の連名で都長官に対し「島嶼引揚民の保護指導に関する件」を提示した。しかし戦時下付け焼刃的に出されたそれらの施策が、疎開後の島民にどれだけ精神的・物理的な安堵感を与えたかは、引揚当事者の回想を読んだり、彼らの体験談を聞く限りはなほだ心もとないものであった。しかも「保護指導」を目的とする通牒とはいうものの、実際には疎開者をいかに「戦力化」するかということに主眼がおかれたことは、冒頭でこう述べられていることから明白である（東京都、前掲書、二五四頁）。「引揚民ニ対シテハ国内総戦場態勢ノ認識ノ徹底ト一億総国民戦闘配置ノ精神ノ透徹ヲ図リ各人ノ能力ニ応ジ速ニ適職ニ就カシムルト共ニ自治ノ方途ヲ得セシメ苟クモ保護ニ忤レシムルカ如キコトナキヤウニ指導スルコト」

「強制疎開」が一段落した七月末段階での離島者は、小笠原諸島五七九二人、硫黄諸島一〇九四人（含北硫黄島九〇人）合計六八八六人であった⁴⁵。他方、残留した島民は小笠原諸島六六五人、硫黄諸島民一六〇人を数えた。石原俊によれば、硫黄島残留者一六〇人の内五七人は地上戦開始までに父島へ移送され、他の一〇三人は軍と雇用関係を結ぶ軍属として海軍二〇四設営隊や陸軍貨物廠等の最前線で働くことを命じられた⁴⁶。その結果「玉砕」戦に巻きこまれ九三名の犠牲者を出すことになった。他方、地上戦終結の日まで生存できたのは、米軍の捕虜となったわずか一〇名ほどの人にすぎなかった。

3 勢理客文吉の足どりと家族離散

勢理客文吉は二十歳を前にした一九三九年一月、徴兵検査を受け甲種合格となる。硫黄島島民の徴兵検査は当初母島で実施されたが、一九二六年以降は大正尋常高等小学校を会場に島内で行われることになった。文吉をはじめほとんどの青年にとっては、母校での徴兵検査ということになる。島の青年にとっても、徴兵検査は人生最初の重い通過儀礼であった。体格もよく武道にも秀でた真面目な文吉は、難なく甲種合格をはたした。

甲種合格後の翌一九四〇年、文吉は初めて東京に出、麻布教育隊で訓練に明け暮れる日々を送る。訓練期間終了後の配属は近歩第五連隊第十中隊と決まり、陸軍伍長として出征する。開戦後、近歩第五連隊は師団主力を追い華南に出征、そこから南部仏印に「進駐」、ついでタイ、マレー半島、シンガポールを転戦し最終目的地スマトラに占領軍の一員として上陸する。文吉が配属された第五連隊は、一九三九年八月、近衛連隊各連隊から転属された兵を基幹に麻布竜土が丘に創設された混成部隊であった。^①

文吉の開戦前後期の足跡については、後年彼自身が書いた「旧戦争（ママ）補償手当請求書」により具体的にみておこう（本資料は長洋弘氏所蔵）。

一九四〇―四一年 近歩第五連隊に入隊、中国に上陸、各地転戦後広東中山大学で駐留警備。

一九四一年―大東亜戦争勃発と共に印度支那に上陸、プノンペン警備。

一九四二年―タイ国、マレー半島、シンガポール攻略作戦に参加、スマトラ島プロボン上陸、各地
転戦後メダン市「北スマトラ」に進駐、その後メダン警備、ジャワ島スマランに駐留
警備。

一九四三年―マレー半島マラッカに駐留警備、その後シンガポール官邸警備。

一九四四年―スマトラ・カバンジャエ駐留、ダンシボロンボロン警備。

一九四五年―アチエ州イジに駐留警備中、大東亜戦争終戦となる。その後ティンティンギ駐留。

敗戦後の文吉の動静については次章で詳述するが、ここでは文吉がスマトラ北部を中心に日本占領
軍の一員として駐屯していた時期の家族の状況に目を転じておこう。

前述したように小笠原諸島全域とりわけ硫黄島在住の人びとの生活は、一九四四年夏以降一変する。
「強制疎開」により文吉の母ハル、二十代の妹せつ子、春子は「本土」へ疎開、母は横須賀海軍施設部
に働き口を得て何とか糊口をしのぐ。その時海軍から渡された一枚の黄ばんだ薄い「身分証明書」が
今に残されている（中林和己氏所蔵）。一方、文吉の父松と兄幸一は軍属として徴用され島に残留し、
最後は軍と共に「玉碎」する。島民軍属のほとんどは、海軍二〇四設営隊（壕掘り、物資管理・支給、
炊飯等の雑役）か陸軍硫黄島臨時野戦貨物廠での労務を命ぜられ、先述のように一〇三名中九三名が
故郷硫黄島で非業の最期を遂げる（生存率一〇・七％）。兄幸一には妻年子、幼い長男篤がいた。

高齢期をむかえていた父松の最期は、悲惨であった。かろうじて生き延びた仲間の一人は、次のよ

うな証言を残している。⁽⁴⁸⁾ 重傷を負って壕内でうめいていた松は、「ケガ人にやる水はない」と軍曹から突き放された。やがて「薄暗い中でピチャピチャ何かをなめる音」をさせた後、松は息を引きとったという。それは自分の小便をなめる音だった。松の生まれ故郷沖繩本島島尻郡は松の没後まもなく、上陸する米軍の猛攻により壊滅的な状況を迎える。彼にとっては二つの故郷が、日本国内唯二つの日米地上戦の凄惨な修羅場となったのだった。

こうして一九四〇年代を迎えるまでは、つつましかながらも平和な暮らしを営んでいた勢理客一家は、一転、自らの意思や願望と無関係に戦争により引き裂かれることになった。また母ハルを初めて硫黄島へと連れて来た弟宮川龍之助（妻松尾）の次男宮川典男は、兄龍也、叔父勢理客松、そして勢理客幸一を含む四人の従兄、さらには大正尋常高等小学校時代の旧友六人を一挙に「玉碎」で奪われることになった（宮川典嗣氏談 於小笠原父島、二〇一六年十一月十日）。

五・勢理客文吉の戦後誌

1 離隊の決意

一九四五年八月十五日、大日本帝国の敗戦を公式に知った勢理客文吉所属の近歩第五連隊は、どのような対応を示したのであろうか。翌十六日沢村連隊長は、次のような命令を発出した。「各隊ハ依然

前任務ヲ続行スルト共ニ原住民の動靜ニ注意シ治安確保ニツトムベシ。」⁴⁹⁾

連合軍側からは、すでに「現状維持」のままインドネシアを引き渡すよう命令が出されていた。とりわけ「現状変更」の最大勢力とみなされたインドネシア人の独立運動に対しては、断固たる措置をとるべしとの日本軍当局への指示があった。そうした勝者の基本方針を受けての連隊長命令であった。

しかしながら、大日本帝国中枢の「降伏」という基本方針に服した現地日本軍各部隊の中には、さまざまな理由から「現状維持」命令に従うことを拒否する将兵、軍属が続出した。この傾向は、ジャワ、スマトラを中心に「現状変更」＝独立を求める民族主義運動が高揚する地域にとくに顕著にみられた。第五連隊の占領地北スマトラ・テピンティンギ地方は、再植民地化を意図する旧宗主国オランダに対する独立運動のもっとも烈しい拠点の一つであった。当時の状況をスマトラ全体を管轄した南方軍第二十五軍司令部が作成した資料から概観しておく。⁵⁰⁾

「スマトラに於ける独立運動は、終戦に伴い、其の推進至難となり、一時終熄するやの状況を現出したがジャワに於ける独立運動の燃焼に刺激せられ、十月初旬より熱狂的無統制なる運動がスマトラ全島に勃発し、集積資材武器「日本軍所有の」の奪取等を目的とする不祥事件が各種に惹起し、日本人の犠牲者も少なくなく、治安は急激に悪化し、軍は治安維持及自衛の為、十一月中旬頃より一部兵力を発動し、断乎之を肅正するの止むなきに至った。」

日本敗戦による既成秩序の崩壊を機に極度に高まったインドネシア側の独立運動の高揚に対し、連

合軍側からの命令に従わねばならなかった軍当局は、多くの場合軍事的な対抗手段＝肅清で対処したのだった。そのような緊迫した状況下、第五連隊の中からも「各地で自殺者、離隊逃亡者が始まった。本部「テビンティンギ在」でも兵士下士官が小型自動車に員数外兵器を積んで、夜の内にインドネシア独立軍に走った。引き続いて兵長が脱走する。インドネシア独立軍が日本兵を独立運動に協力してもらうためと、兵器欲しさに、凡ゆる手段を弄して勧誘の手を延ばしてきた。」(『第五連隊史』三二二頁)。

勢理客文吉も「インドネシア独立軍に走った」一人だが、もう少し連隊史の中の証言を追っておこう(同四六六頁)。「終戦と共に、連隊の戦友三十有名が、夢にまで見た祖国日本の土を踏むことなく異郷の地スマトラに止まることになった。その動機や決意も様々であり、また、その後歩んできた道も千差万別ともいえよう。然し、大多数のものが新生インドネシア国家の礎石たらんとして立ち上がり、独立軍に身を投じたことも確かである。」

第五連隊においては、こうして「独立軍に身を投じた」将兵(当時は「現地逃亡脱走兵」「天皇への反逆者」の名で指弾された)の状況は正確を期すことは困難とされながらも、こう把握されている。独立戦争期(一九四五～四九年)の戦(病)死者七名、独立後の物故者五名、行方不明者四名、現存者(一九六二年時点)八名、計二十四名。その現存者の一人が、勢理客文吉である。「現地逃亡脱走兵」の「汚名」を覚悟して文吉が離隊したのは、いかなる理由によるものだったのか、当時の心境の

一端を文吉は、後年淡々とした口調で写真家長洋弘にこう語っている^①。

「硫黄島出身の私には帰る故郷はありませんでした。故郷はもう、日本の領土ではなくなっていたからです。一九四五年（昭和二十年）三月十七日の硫黄島玉砕のことは、自分の週番兵が知らせてくれました。私はいてもたつてもいらぬ気持ちでした。硫黄島は、全てが焦土と化し、家族も全員死んだと思いました。だから、終戦をスマトラ島のティンテンギーで聞いた時、すぐに離隊の覚悟をしたのです。短銃三丁、小銃一丁で武装し一人で離隊した私は、スマトラ島ピマタンシヤンタルのインドネシア憲兵隊に入り、ここで兵士の教育と兵器の修理にあたりました。最初は親、兄弟の仇と思いながらも、インドネシア人の独立の熱意にふれ、のめり込んでいきました。」

この文吉の言葉は敗戦後四十年近くを経てのものであるが、日本軍離隊時の偽らざる心境が吐露されている。故郷「硫黄島玉砕」、その中での「家族も全員死んだ」との絶望感、そして「インドネシア人の独立の熱意」への共鳴、の三要因が文吉に日本との訣別を決意させたのであった。こうした心境は、敗戦後人生の岐路に立たされ「離隊」を選択した一千名近い日本軍将兵の心情でもあった。軍当局は「逃亡者ハ天皇ニ対スル反逆者トシテ取り扱フベキ」との命令を出してまで「逃亡」の動きに歯止めをかけようとした。それにもかかわらず異郷での敗戦という——しかも完全武装のままでの——現実に直面し、多くの将兵は「現地逃亡脱走兵」の汚名を覚悟した上で離隊に踏み切ったのだった。その理由は文吉があげた三点に集約されるが、研究史的にもこの点はつとに裏付けられてきた。

2 離隊者のデータの考察

敗戦後三十五年近くを経た一九七九年七月、文吉らインドネシア独立戦争に関与し、そのまま同地に残留した元日本兵有志の手で「福祉友の会」(Yayasan Warga Persahabatan, 略称 YWP) という組織がジャカルタに誕生した。YWP は広大な群島国家インドネシア各地で相互の接触や連絡がないまま散在する高齢期を迎えた元日本兵の互助組織として結成された。この会の精神的支柱となったのは、元近衛歩兵第三連隊付少尉であったクンプル乙戸(乙戸昇、一九一八—二〇〇〇年)であった。乙戸が編集にあたった手書きの YWP 「月報」は、残留元日本兵(彼らはいうまでもなく自らを「現地逃亡脱走兵」とは呼称せず、それどころかその名称の廃棄を希求し、それは開戦五十年後の一九九一年に実現した)の戦中・戦後の動静を理解する上で不可欠な情報源である。

YWP は創設者乙戸の没後五年目の二〇〇五年に、「月報」全二百号からの記事抜粋集として『インドネシア独立戦争に参加した「帰らなかった日本兵」、一千名の声』(以下「一千名の声」と略)と題した A 四版全四〇〇頁の浩瀚な資料集を出版した(非売品、国立国会図書館所蔵)。以下では勢理客文吉を残留元日本兵全体の中で位置づける意味で、同資料をもとに若干のデータの考察を試みておきたい。⁽⁵³⁾

生死別状況

① YMP が把握している総数九〇三名の「帰らなかった日本兵」の生死別状況をみると、独立戦争

での戦没者二四六名（二七・二％）、不明二八八名（三二・九％）生存者三三四名（三五・九％）、帰国者四五名（五％）となっている。すなわち全体のほぼ六〇％にあたる五三四名が、四年四カ月の独立戦争で戦死あるいは行方が不明になっている。

② 生存者は三六九名を数えるが、その中で故国日本に帰国したのは四五名（一二・二％）ときわめて少数で、圧倒的多数が日系インドネシア人として第二の人生を切り開く選択をしたことになる。勢理客文吉もその一人であった。また文吉と同じ第五連隊からは、計一三名がインドネシアに残留した。

身分別内訳

① 全九〇三名のうち軍人の合計は五六九人（六三％）、ついで軍属六八名（七・五％）、雇員四五名（五％）、一般邦人七二名（八％）、不明一四九名（一六・五％）である。軍人が六三％と過半数以上を占めるものの、「現地逃亡脱走兵」の語からイメージされるほど軍人が多くなかったこと、逆にいえば軍属・民間人からも少なからぬ数の独立戦争参加者があったことが判明する。ちなみに独立戦争で戦死した象徴的な人物として知られる市来龍夫、吉住留五郎の二人はいずれも戦前派の在留邦人（邦字紙記者）で、戦時期はそれぞれ陸軍、海軍の軍属としてインドネシア側民族主義者との間に太いパイプを持っていた。

② 軍人合計五六九名の階級別内訳は、次表のとおりである。ここからは大きな特徴として、離隊

軍人・軍属・雇員・民間人		
尉官	大尉	1
	中尉	4
	少尉	9
	尉官計	14
准士官	准尉・兵曹長	16
	見習士官	5
	准士官計	21
下士官	曹長・上等兵曹	39
	軍曹・一等兵曹	79
	伍長・二等兵曹	64
	下士官計	182
兵	兵長・水兵長	108
	上等兵・上等水兵	116
	一等兵・一等水兵	49
	二等兵・二等水兵	20
	兵計	293
中 計		510
階位不明軍人		59
軍 人 合 計		569
軍 属		68
雇員・雇人・庸人		45
一般法人・工具		72
軍属・雇員・一般計		182
所属不明 合計		754
不 明		149
合 計		903

出所：福祉友の会『インドネシアの独立戦争に参加した「帰らなかった日本兵」、一千名の声』私家版、2005年、382頁。

者の中には佐官以上の上級将校は皆無であったこと、階級が下がるに従って離隊者数が増加していることがうかがえる。具体的には尉官は一四名（二・五％）准士官二名（五・七％）、下士官一八二名（三三％）、兵一九三名（五二・五％）、階位不明の軍人五九名（一〇・四％）となっている。一般的には軍内での階級が下がるにつれ年齢も下り、また妻帯者よりも独身者である可能性が高く、それだけ離隊にあたっての心理的葛藤が少なかったであろうと推測される。ちなみに勢理客文吉は、敗戦時二十六歳、独身の陸軍伍長であった。

その他の特徴

① 年齢的にみると九〇三名中二六歳～三〇歳が二二五名（二五％）ともっとも高い比率を示して

いる（不明三三七名を除く）。また二〇歳以下は二六名（三％）、四〇歳以上は一七名（一・九％）となっている。

② 出身地別にみると国内六九三名（七六・七％）、植民地台湾（六名）・朝鮮（三名）を含む海外一四名（一五・五％）、不明一九六名（二二・七％）である。国内でもっとも多いのは勢理客文吉の硫黄島（東京）を含む関東地方一八九名（二〇・九％）、九州一一一名（二・三％）が他地方を圧倒している。また沖縄出身の離隊者は一八名を数える。

3 インドネシア独立戦争後の勢理客文吉

再植民地化を企図して上陸したオランダに対する独立戦争に勝利したインドネシアは、一九四九年十一月ハーグ円卓協定により名実ともに独立主権国家となり、国際連合への加盟も果たす。ただし日本との関係においては、インドネシアはサンフランシスコ講和条約には調印（一九五一年九月）したものの、国会内の反対勢力も強く批准は実現しなかった。最終的に両国間に個別的な平和条約・賠償協定が結ばれるのは、一九五八年一月になってからのことであった。

独立戦争が終結した一九四九年、勢理客文吉は而立三十歳となっていた。すでに十年近くインドネシアに滞在しとくに独立戦争期には現地青年と生死を分かち合ったこともあり、語学的には大きな支障もなくなっていた。しかしながら新生国家インドネシアの経済が十年に及ぶ日本軍占領、独立戦争

の中で疲弊し混乱する中で、外国人として十分な生活の糧を得ることは容易ではなかった。

文吉は多くの他の残留者たちと似たりよつたりの生活で小商い等でなんとか糊口をしのぐ不安定な生活であったが、やがてイスラムの影響が強いアチェ州都バンダアチェ生まれの華人系のキリスト教徒マリアと結婚する。五〇年代後半に入り北スマトラの州都メダンに居を定め生活も軌道に乗った頃のことであり、やがて文吉は三女の父となる（長女マリアナは一九五九年九月生、次女マラニは六二年三月生、三女マリアトゥンは六五年九月生）。三女の誕生直後、インドネシアの政治社会に激震をもたらした一九六五年九月三十日事件の余震が表面的には弱まりをみせていた一九七〇年代後半、文吉一家は首都ジャカルタに移り住み、下町の一角で小さいながらも独立した雑貨店を経営することになる。この間文吉は多くの残留者と同様、スカルノ大統領時代の一九六四年五月十八日付で公式にインドネシア国籍取得を認められる。文吉は独立戦争当時から「イスマイル」の通称で呼ばれたが、ここに「イスマイル・B・セリキヤク」の姓名をもつ日系インドネシア人として「再生」することになった。

4 一時「帰国」への道

第二の祖国インドネシアにあつて、文吉は毎日をどう生きるかで精一杯の時代が長く続いた。その間、住民のほとんどが「玉碎」したと聞かされ、戦後は米軍支配下に置かれた郷里硫黄島は、帰りを

くても帰れない幻のような存在であった。他方、父松、兄文一は軍の道連れとなり戦死したが、母ハル、二人の妹せつ子、春子はハルの生地伊豆大島に戻り、母は結婚し中林姓となっていた春子の家で平穏な老後の日々を送っていた。そして幸一亡き後の唯一人の息子文吉の帰還を、鶴首して待ちこがれていた。しかしその生死は杳として分からないままであった。敗戦直後広く歌われた「岩壁の母」⁵⁴ さながらに、文吉との再会を夢見たハルであったが、ついに一九五九年「亡き息子」を戸籍から消除した。文吉四〇歳の年を待ってのことであった。

その後一九六〇年代に入ってまもない一九六二年になって、当時二女を得てメダンで生活していた文吉は、駐メダン日本領事を通じ母と二人の妹が健在な事を知らされる。その時を回顧し、文吉はこう心の内を吐露した。⁵⁴「体に温かい血が流れるように感じ涙が出てしかたありませんでした。家族との「硫黄島での」楽しかったことが次から次に思い出され、父と兄の戦死を本当に残念に思いました。」

しかしながら、当時の幼子二人をかかえての文吉の経済状況、あるいはようやく始まったばかりのいまだ不安定な両国関係やインドネシアの経済・政治の混乱等も複雑にからみあい、容易に帰国できない状況が続いた。文吉が一九三九年出征以来、三十六年ぶりに一時帰国を果たしたのは一九七五年のことであった。

文吉の帰郷に当たり、一つの橋渡し役を果たしたのが近衛歩兵第五連隊第十中隊の戦友会・十南会

であった。GHQ占領下にあつては旧軍人の団体は、それがたとえ親睦を目的とするものであつても、結成は許される状況ではなかつた。十南会が発足したのも、日本が「再独立」した翌年一九五三年になつてからであつた。十南会はそれ以来毎年一回、一月第二日曜日を会合日と定めたが、旧交を温めたり、戦没者慰霊墓参の実施が主たる行事であつた。それが一九六七年になり戦友会誌「近歩五たより」に、インドネシア残留者の一人で日本商社に勤めていた喜岡尚之が寄稿し十一名の十南会関係の生存者がいると報じた。その一人が勢理客文吉であつた。この時点では既述のように、文吉は母妹の健在を知つており、手紙でのやり取りも始まつていた。この喜岡寄稿を契機に十南会は、残留者の状況を調べ各人の意思を確認した上、喜岡尚之と勢理客文吉の二人を日本に招くことを決定し募金活動を開始した。こうして二人は一九七五年春、三十六年ぶりに祖国の土を踏むことになつた。すでに二人とも一九六四年にインドネシア国籍を認められており、インドネシア共和国旅券を携えての、そしてインドネシア人「イスマイル・B・セリキヤク」「ムサ・N・キオカ」の名での訪日であつた。

5 勢理客文吉の一時帰国とその晩年

インドネシア国籍を未取得だつた当時妻子と共に新たな生活を営んでいた勢理客文吉は、一九六二年に駐メダン日本領事館を通じ母・妹の健在を知り「体に温かい血が流れるように感じ涙」したことは前述した。しかし当時のさまざまな事情から、すぐに母ハルら肉親と直接手紙を交わすことができ

ないまま数年の歳月が流れた。生地・伊豆大島波浮で娘一家に囲まれ静かな老後を過ごしていたハルの元に、一九六七年一月二十日と二十五日、文吉から健在を知らせる便りが届いた。妻マリア（尤風娘）と三人になった幼い娘と一緒に写真も同封されていた。⁽⁵⁶⁾ その手紙には敗戦直後の日本軍離隊からこれまでの二十二年間の足どりが簡潔に綴られ、今は「生活の余猶もできたので、日本との貿易かたがた、ぜひ祖国を訪問し、老母や妹たちとの再会を実現したい」との願いが切々としたためられていた。そしてハルは「文吉が帰るまでは、どうしても死に切れません」と取材に来た南方同胞援護会の城間得栄記者の前で「唇を結んだ。」しかしながらその二年後、ハルは一人息子となった文吉の顔を見ることなく、老衰のため八十九歳の生涯を閉じたのだった。

そして「暎の母」ハルの七回忌に参加することもかねて、文吉は一九七五年四月二十八日、三十六年ぶりに日本の土を踏んだ。羽田空港内のホテルで出迎えた妹せつ子や春子夫婦、その娘裕子らと共に一晩過ごした文吉は、翌日大島に向かいそこで十日間、家族水入らずの時を楽しんだ。⁽⁵⁶⁾ この間、最大の訪日目的であった母や父、兄の墓参、そして波浮の共同墓地の硫黄島戦死者の墓参もすませた。もちろん十九歳まで過ごした硫黄島は遠い存在であった。その後は妹春子夫妻らに見送られ五月二十五日帰国の途につくまで、十南会の戦友たちが準備した諸行事に参加しながら故国の春を満喫したのだった。

文吉の来日は全国紙でも大きく取り上げられた。たとえば『朝日新聞』（東京多摩欄五月二十六日）

は紙面の半分近くをさき「インドネシア帰化の元日本兵、三十六年ぶり肉親と再会」との大見出しで報じ、一カ月間の文吉の動向を詳しく紹介した。そしてその記事を文吉のつぎのような言葉で結んだ。

「戦友の好意は終生忘れません。戦争は私から祖国「玉砕」の硫黄島」まで奪ったが、よい友人に恵まれ、救われる思いです。おかげで母親の墓参りもできたし、夢に見た兄「幸一の遺影」妹にも会えたので、もう思い残すことはない。帰ったらインドネシアの一市民として家族を守り精いっぱい働いてできればまた来たい。それにしても東京は変わりました。昔のままなのは皇居くらいのもので、高速道路や超高層ビル、夜のネオン街、すべてが驚きです。そして若い人は男か女か区別がつかなくて……」

五十六歳になったばかりの文吉にとって、初めての一時帰国はかつて硫黄島で家族六人で過ごした安らかな日々を想起しつつ、二人の妹とその家族とのつながりを改めて確認した「里帰り」であった。母が晩年を過ごした波浮港を見下ろす中林家（妹春子の嫁ぎ先、現在は長男一己氏家族が居住）には、文吉からきた三通の手書き書簡が大切に残されている。いずれも簡潔なものであるが、文吉の飾らない人柄がにじみ出た文章である。以下ではその書簡に目を通しながら、文吉の心情の一端にふれてみたい。

第一信は、文吉訪日から二年余を経た一九七七年七月十九日付の中林朝明・春子夫妻に宛てたものである。妹夫婦に「永い間ご無沙汰いたしました。御元気で御暮の事と思います。二年前は御世話に

なり礼もせず悪しからず。私共も変りなく暮しております由御安心下さい」と述べつつ、ジャカルタ市内の別の街チエンカレン地区に移転したことを伝えている。そして「兄さん御親戚の方々に宜しく、皆々様の御健強を祈ります。早々。」と結んでいる。

第二信は、それから一二年後の一九八九年三月二十六日付で、先便と同じく大島の妹夫妻に宛てたものである。文吉が古稀を翌月に控えていた時期である。

「お元気ですか。お便もせず申訳ありません。今年の五月八日頃東京に行く予定になりましたので宜しく願います。二女の夫が日本に行った事がないので父も年だし東京に二人して行こう肉親に逢いなさいとの事で帰るようになりました。確実に決まったら連絡・電話します。迎になりた
「成田」に来てください願います。今度は二人して帰るのでゆっくり出来ると思います。できればおせつ「在京の上の妹」にも連絡してだけどもりしないで。武義兄弟も元気ですか。帰ったらお逢い出来るでしょう。帰ってからお話ししましょう。皆々様に宜しく、御家族、皆々様のお健康をお祈りします、手紙を書こうと思ってもおっくうで年のせいかね」

硫黄島時代、かわいがった妹に対する親しみを込めたほのとした手紙である。また文面からは、文吉が娘婿を伴い二度目の一時帰国をはたしたこともうかがえる。前回は一カ月の旅程のほぼ三分の二を招待してくれた十南会関係者との行事で忙殺されたので、今回は肉親同士の語らいの時間をもっともりたいとの気持ち伝わってくる。

最後の第三信は、それから二年半を経た一九九一年八月十日付けの書簡である。今回はこれまでと異なり、文吉ら残留日本兵への軍人恩給に関する件での依頼文である。

「皆様御元氣ですか。私達もみな元氣で暮しております。兄さんねいさんはいかがですか。主人の身体はいかがです。皆老人のこととて身体を大切にしましょう。帰国の件は今年身体がよくなかったので連絡しなかった。来年出来れば子供と二人でもと思っています。

さてお願いの件軍人恩給の件この用な事になりましたので市町村役場か小笠原協会の「奥山」今一さんお願してコセキトウホンのホウトコウパイ（ウツシ）と軍人恩給に必要な申請用紙を頂き至急送って下さい。お願い致します。皆様のお健康を祈ります。（おせつにも連絡して）。」

この書簡の中の「軍人恩給の件この用な事になりました」という件は、同封された残留者の恩給申請が認められることになったことを報じる福祉友の会YWPの「月報」(第一一〇号、一九九一年六月)に関係している。YWPは、先に一九八八年十二月十二日付で「戦時補償の一時金」の交付方を厚生大臣に請願したが、未解決のままになっていた。YWP側は林田悠紀夫参議院議員（元法相、戦時期に農林官僚としてインドネシア占領に関与）・日イ友好団体協議会会長らを通じ政府当局（総務庁恩給局）との折衝を続けていたが難航していた。

結局第一段階として受給を認められる場合の条件として、以下の資格が求められると報じられた（「月報」第一一〇号、一九九一年六月）。(1)「日本国籍喪失」が一九六二年一〇月以降であること、(2)

軍在勤年限が兵・下士官は最低十二年以上、准下士官以上最低十三年以上、(3)国籍喪失時の年齢が四十一「ママ」歳以下は失格、四十歳以上四十四歳までは恩給額の三〇%、四十五歳以上四十九歳までは五〇%、五十歳以上は全額と、細かな官僚主義的差別化がなされた。

現行法を楯にかたくなな姿勢を崩そうとしない日本政府当局に対し、「月報」編集部(乙戸昇)は、残留者の心情を代弁する形でこう述べる。

「…私達イ国残留元日本兵は、各自の意思で残留し日本国籍を放棄したとして、敗戦迄一銭の支給を受けておりません。現地残留の動機は何であれ、東亜民族の解放を称えた日本政府の公約を、戦後尚実践し、戦後の日・イの友好に微力を尽した残留元日本人に対する日本政府の処置のアンバランスが残念です。」

温厚篤実を地で行くと誰もが認める乙戸昇の、精一杯の故国政府への不信が集約された文章である。「月報」は、その後の本国での議論を毎回重点的に紹介するが、最終的に残留者に対しては「一時恩給」という形でしか支給できないことに決定された。「月報」第一一四号(一九九一年十月)は、悔しさを押し殺しつつ、会員にこう伝えた。「イ国残留元軍人の軍籍を離れたのが昭和二十四年(一九四九年)八月十五日とし、それよりさかのぼって、昭和十七年(一九四二年)八月十五日以前に入隊し、引き続き七年以上軍籍にあった方が、一時恩給受給資格者となります。さて、当ヤヤサン(YWP)を通じて恩給を申請されている方〔九十二名〕で、上述条件を満たされている方は、早急にイ国籍証明

書・裁判所における誓約書共にフォトコピーを当ヤヤサン本部迄にご送付下さい。」

日本政府当局が定めた受給資格を十分に満たしている勢理客文吉が、必要書類を整えることに関連して妹夫婦に依頼したのが上記の第三信である。こうして一連の手続きが進められたが、最終的に第二次の「一時恩給受給有資格者」八名中の一人として文吉の関係書類一件が、林田悠紀夫と同期の元海軍主計少佐羽仁謙三の手で東京へ運ばれたのは一九九二年八月十七日のことであった。文吉から妹夫婦宛てに出した書簡から丸一年が経過していた。

三次にわたり一時恩給受給希望者の審査が総務庁恩給局を中心になされたが、最終的に受給資格を認められたのは、計三十二名に過ぎなかった。しかも日本国内の恩給受給者が受ける手厚い保護と異なり、三十二名に対する一回限りの「一時恩給」額の平均は、「四万七千三十七円」にすぎなかった（「月報」第一三六号、一九九三年八月）。

それにもかかわらず、三十二名の受給者の多くは、その一人ハッサン田中年夫が述べた次の言葉に共感を覚えたのが現実であった。「金額は少ないが、この「支給を受けた」事実により元日本軍人として名誉回復出来たことは喜びにたえません。これで祖国の亡父等先祖に対して、日本人としての義務を果たしたことを立証することができると共に、当地帰化した私共インドネシア共和国の二・三世に對しても、軍人当時の父親を理解してもらええることは喜びにたえません。戦後四六年振りで、ホッとした感じであります」（「月報」第一一八号、一九九三年二月）。



イスマイル・B・セリキヤクと妻子、
ジャカルタの自宅で

(長洋弘氏撮影、1984年)

がなされた。近況を知らせ合うだけのものではあったが、梅子の手紙には、いつも日本人の友人による訳文が同封されていた。梅子の夫は一九八九年春、義父文吉と共に中林家を親しく訪ねていた。二〇〇三年一月十三日付の一通を紹介しておこう。それはクリスチャンである梅子一家へのクリスマスプレゼントであろうか、中林家からの現金やさまざまなお土産に対する礼状であった。そこには感謝の言葉と共に、今は二児の母となっていた梅子はその幼い娘（五歳と一歳）たちにはフミコ（文子）、ヨシコ（吉子）と命名したこともしたためられていた。

インドネシア共和国国民イスマイル・B・

セリキヤクは、日本政府より「一時軍人恩給」を受領した三年後、一九九五年五月二十七日、大勢の家族・知友が見守る中ジャカルタで七十六歳の生涯を閉じた。その後すでに四十代に入っていた文吉の二女マラニ（日本名梅子）と、伊豆大島の中林夫妻との間には、文吉の妹春子の健在中、何度となく手紙のやり取り

結章

一九五一（昭和二六）年九月九日、日本の国際社会への復帰第一歩となるサンフランシスコ平和条約が調印された。朝鮮戦争勃発直後の緊迫した国際環境の中、東西冷戦の一方の当事者ソ連（会議に出席するが署名拒否）やアジア太平洋戦争期の最大の被害者中国（中華人民共和国、会議招請されず）等社会主義諸国との国交回復を未解決のままとした戦後日本の出立であった。また南北に分断された旧植民地朝鮮との関係、非同盟路線を掲げるインド、インドネシア等「第三世界」との国交回復も積み残された。

この条約により日本は主権回復を実現したものの、国内的には前大戦末期もつとも悲惨な戦場となった沖縄本島を主とする南西諸島そして硫黄島をはじめとする南方諸島（小笠原諸島）、ならびに沖ノ鳥島、南鳥島は戦勝国アメリカの実質的支配下におかれることになった。平和条約発効にあたり「無数の犠牲者」を出した沖縄の有力紙『沖縄タイムス』は、「歴史の峠に立ちて」と題した社説の中で、次のように嘆じた（一九五二年四月二十九日付）。いうまでもなくこの沖縄びとの無念と諦念は、故地を追われた一万人近い小笠原諸島の人びとにも通底するものであった。しかしながら「沖縄タイムス」の想いは、本土メディアをはじめ大方の日本人に共有されるものとはならなかった。

「講和条約が発効して国際社会へ復帰した祖国日本の慶事を、われわれ琉球人民は無量の感慨をこ

めて祝福したい。それにしても取り残された嘆息が深く、もがいたところでどうにもならぬ諦めが我々の胸を締めつける。」

アメリカ主導でなされたこの講和条約の決定は、さかのほれば敗戦五カ月後の一九四六年一月二十九日付の「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」にたどりつく。この「覚書」において日本からの分離区域として決定されたのは、「北緯三十度以南の琉球（南西）諸島（口の島を含む）、伊豆諸島、南方諸島、小笠原群島及び硫黄列島並びに他のすべての外部太平洋諸島（大東諸島、沖の鳥島、南鳥島、中の鳥島を含む）」の諸島であった。⁽³⁷⁾ この内伊豆諸島については、住民の要望をふまえた東京都や日本政府の折衝により、同年三月二十二日付総司令部覚書で「日本と定義された地域」に含まれるとの新指令が出された。⁽³⁸⁾ いずれにせよ一九四六年初の一片のGHQ覚書が、一九六八年までの小笠原諸島、一九七二年までの沖縄諸島の基本的地位を絶対的に拘束することとなった。

同時に前章で述べたように、敗戦前夜七月十五日に近衛文麿が作成した「和平交渉の要綱」において、「沖縄、小笠原島、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度」と記されたように、日本の最高指導層の中でも、これら離島の「切り捨て」は「本土」防衛上やむをえずとの認識があったことをあらためて指摘しておく。

1 施政権返還の道のり

小笠原諸島全域がアメリカ（事実上米海軍・太平洋艦隊）の統治下に置かれた後、「強制疎開」によつて東京や関東、東海を中心に各地に散在を余儀なくされた島民の内、一二九名の欧米系島民だけは一九四六年十月いち早く帰島を許された。一九四七年七月、そうした中で圧倒的多数を占めるその他の旧島民は、菊池虎彦を委員長として「小笠原島・硫黄島帰郷促進連盟」を結成した。前年七月に設立された「引揚者更生連盟」の後身であった。

それ以降この帰郷促進連盟は、一九六二年に至る十五年間だけでも五十一回にわたる帰還請願活動を日米両国で行った。³⁹⁾相手方も当初のGHQ・マッカーサー、リッジウェイ両司令官に始まり、小笠原諸島管轄の最高責任者ラドフォード太平洋艦隊司令官等軍首脳、アリソン、ダレス長官等国務省幹部、そして日本では吉田茂首相、岡崎勝男外相、衆参両議院長等日米双方の政官首脳に働きかけた。しかしながら沖縄における「復帰」要求運動と同じく、東西冷戦下におけるアメリカの「極東に脅威と緊張の状態が存する限り」現状を持続するとの、いわゆる「ブルースカイ・ポジション」の厚い壁に阻まれなす術もなかった。

こうした米国側の硬い姿勢を前にして、日本政府は交渉の力点を施政権返還問題から「補償問題」へと移していく。そしてアメリカ側から「旧島民への損失見舞金」の名目で六〇〇万ドル（約二億六千万円）を交付することが決定した（一九六一年六月日米交換公文、ただしその分配をめくり復帰

運動内部で一時深刻な対立も生じた。さらに一九六五年一月の日米首脳会談の席上、ジョンソン大統領は佐藤首相に小笠原旧島民の墓参についての「好意的な検討」に同意し、それに基づき同年五月第一回墓参が実現した（十八日に遺族代表十人他が日航機で、二十三日に二十人が巡視艦「宗谷」で訪島）。

一九六〇年代以降のこうした政治的なプロセスを経て、日本側は一九六七年五月一日の三木外相・ジョンソン駐日大使会談において、初めて小笠原諸島の施政権返還を正式に求めたのだった。それをふまえ同年十一月十五日、六五年一月に続く二回目の佐藤・ジョンソン首脳会談後の共同声明第七項において、「（小笠原諸島につき）日米両国共通の安全保障上の利益はこれら諸島の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した」と謳われた。その後両国政府間で、施政権返還後の米軍基地の態様、緊急時の「核問題」等をめぐるきびしい折衝が続いた後、翌一九六八年四月五日に「小笠原諸島返還協定」が調印をみるに至った（発効は六月二十六日）。

それではアメリカ政府側は、小笠原諸島を取り巻く国際環境がブルースカイ・ポジション論を放棄するまでに好転したと判断したために施政権返還に応じたのであろうか。いうまでもなく否である。この点は近年 R・エルドリッジ、真崎翔、信夫隆司ら日米双方の研究によって、両国の公開外交文書や関係者からのヒアリングをふまえた精緻な実証分析がなされてきた。⁶⁹⁾

この問題は、硫黄島を含む小笠原諸島の軍事戦略的な重要性を戦後のアメリカ、とくに軍部がどのように認識していたかに帰着する。第二次世界大戦終結からまもない一九四六年七月十一日、米統合

参謀本部（JCS）が国務・陸軍・海軍三省調整委員会に宛てた覚書は、こう述べていた。「現在、米
国は太平洋地域に戦略的支配体制を布いている。それは、莫大な犠牲を払ってこの地域を征服したと
いう正当な理由に基づくものである。この支配を放棄する、弱める、もしくは危険にさらすことは、
米国の安全保障を犠牲にすることを意味する」⁽⁶¹⁾。第二次世界大戦後のアメリカ外交政策の決定過程に
おいて強大な発言力をもつようになった統合参謀本部の「小笠原諸島返還」についての問題認識は、
最後までこの立場が貫徹される。しかもその後冷戦が深まりアジア太平洋地域におけるソ連の影響力
が高まる中で、「米国」占領期の父島と硫黄島には、極東における対ソ戦を想定した、米国の核戦略
を遂行するうえで重要な核兵器が配備」されていたのが現実であった。⁽⁶²⁾

しかもアメリカ世論には硫黄島の戦闘で「国家のために勇敢に戦い、死んでいった何千という我々の
仲間の血が、あの島には染み込んでいるのだ。我々の英雄たちの遺体は祖国に帰ったけれど、硫黄島
は米国にとっての神聖なる聖堂であり、放棄されるべきではない」という声も依然として根強く残っ
ていた（エルドリッジ、前掲書、三八六頁）。このようなアメリカ側の硫黄島戦をめぐる強烈な「愛国
主義的歴史認識」、そして冷戦下の国際環境を背景とした軍事的要請が相まって、返還交渉は最後の段
階まで予断を許さないものとなった。

一九六七年十一月、日米首脳会談の共同声明で小笠原諸島の「本土並み」条件下での返還が合意を
みたものの、その後の具体的な交渉過程の中で、硫黄島と父島に核兵器貯蔵の権利を返還後も保持す

べきであるとの一貫した米軍部の主張が大きく立ちはだかつてくる。米軍部内には「日本が核貯蔵を許可するまで、それらの島々の施政権を日本に返還すべきではない」との強硬論も根強かった（真崎、前掲書、一五八頁）。結局、この問題は翌一九六八年三月二十一日の三木外相とジョンソン大使の間で交わされた「小笠原への核貯蔵に関する議事録」という形で一つの決着がつけられた。

その「議事録」では、小笠原諸島への核兵器貯蔵が必要とされる有事の際米国はこのことを「提起」する、かつそれに対する日本政府からの「好意的な対応を期待する」とのジョンソン発言に対し、三木外相はそのような在日米軍装備の重要な変更は「日本政府との事前協議の対象」であり、現段階では「協議に応じるとしか言えない」と述べたことが書きこまれた。そしてこの「密約」文書は、四月五日の協定調印時に手交されることになった（詳細は注60の諸文献を参照）。

アメリカ側とりわけ軍部の父島・硫黄島における有事核貯蔵権の確保に向けての硬軟おりませでのゝしたたかな執念⁶³が浮き彫りされる折衝であった。この点と関連し信夫隆司は、「小笠原返還時の核の取極に、アメリカ側、とりわけ軍部は不満をいだいていた。そのため、その不満を解消すべく、一九六九年十一月の日米首脳会談の際、佐藤総理とニクソン大統領は、緊急時に、沖縄への核持ち込みを認める秘密の合意議事録に署名したと考えられる。」と指摘する。⁽⁶³⁾

こうした経緯を経て、一九六八年六月二十六日、「小笠原諸島の日本復帰を祝う式典」が、東京、父島そして硫黄島で開催された。東京、父島では日米両国政府・東京都関係者に加え、島民代表の参加

があつたが、硫黄島では状況が大きく異なつた。同島中央部滑走路脇の米軍基地司令部前で挙行された式典に参列したのは、米軍と自衛隊関係者各十八名、計三十六名のみであり、かつての居住者が招かれることはなかつた。そして米軍撤退と同時に新編の海上自衛隊硫黄島航空基地分遣隊（五十八名）が、硫黄諸島を直接の管轄下においた。その後、小笠原諸島振興審議会の「定住困難」の答申が出た一九八四年には、航空自衛隊硫黄島基地隊が新設された。さらに一九九二年四月には海上自衛隊硫黄島航空基地分遣隊から「分遣」の文字が消え、硫黄島は文字通り自衛隊の島となつた。現在、硫黄島には海上自衛隊約二五〇名、航空自衛隊約一〇〇名が駐屯し、一九九一年からは米海軍空歩艦載機の離発着訓練に対する支援も開始され、文字通り「日米同盟」の象徴的存在となつてゐる。⁶⁴

本節を閉じるに際し、小笠原諸島の施政権返還交渉の当事者であつた日米双方の政府関係者の発言をみておこう。一方の当事者ジョンソン駐日大使は、一九六八年六月二十六日、東京での「返還を祝う国民の祝典」において、「核問題」等はあたかも何事もなかつたかのように日本社会に向けこうメッセージを送つた（エルドリッジ、九五八頁）。「皆様には、米国に『領土拡大の野心』が一切ないこと」のさらなる証しとして、小笠原返還を受け止めて頂きたいと思ふ。」

他方、日本の外務省当局にあつて小笠原諸島、沖縄の施政権返還問題の実務を担当した栗山尚一（後外務事務次官）は、沖縄と異なり小笠原は「戦略的価値が乏しい」ため「米側にもさしたる抵抗はなく、一九六七年十一月の日米共同声明で施政権返還が合意され、その後の返還協定交渉は順調に進み、

翌六八年四月には協定調印の運びとなった」と回顧する⁽⁶⁶⁾。すなわち日本側でも、「核貯蔵問題」は小笠原諸島ではあたかも存在しなかったかのように記述されるのだった。

また返還協定調印の翌一九六九年に公刊された外務省『わが外交の近況 昭和四十三年度』は、「小笠原返還協定」について三頁弱の解説を行っているが、ここでも「核問題」についての交渉経緯には一切言及がない。ここでは協定において日本側が米側に譲歩したのは、米国が現に使用している硫黄島および南鳥島にあるロラン局施設用地（長距離電波航法施設）の継続利用と、最大の激戦地摺鉢山（パイプ山）山頂に建立された米国海兵隊のための記念碑の存続のみであった、と記述された。外務省の公式刊行物であるこの『外交青書』においても、施政権返還の事実のみが強調され、その「代償」である米の核貯蔵権については完黙されていることが、隠された事実の重要性を無言のうちに物語っている。

2 施政権返還後の硫黄島

「復帰」翌年の一九六九年十二月に公布施行された「小笠原諸島復興特別措置法」、翌七〇年七月の閣議決定「小笠原諸島復興五カ年計画」を契機に、小笠原諸島は本格的な戦後版「開発の時代」に入っていく。かつて七千人近い人口を有した父島は、一九六九年一月時点ではわずか三四五人の人口であったが、特措法の下での各種基盤整備がなされる中で次第に定住人口も増加する。唯一の交通手

段であった航路が復活し、一九七二年四月には東京―父島間に、翌年二月には父島―母島間にも定期航路が開設された。

しかしながら、米軍支配下に置かれ核貯蔵を含む米軍の太平洋軍事戦略の拠点となった硫黄島との間には、自衛隊機をのぞき交通手段が断たれたまま「復帰」五十年を経た現在に至っている。運輸面のみならず硫黄島は、小笠原諸島復興特別措置法の対象からも事実上はずされていた。この点と関連しきわめて注目すべきは、「返還協定」発効直前の一九六八年六月一日に公布された「小笠原復帰に伴う暫定措置法」施行と同時に、いち早く防衛施設庁は硫黄島の自衛隊用地および米軍措借用地について、「土地の所有者不明」と告示をしていたことである⁶⁶。

また改定後の「小笠原諸島復興計画」においても、硫黄島は帰島や復興計画の対象外に置かれた。「不発弾処理及び火山活動についての安全性の確認を前提とし、遺骨の処理状況を考慮しつつ開発の可能性を検討する」とのタテマエが述べられただけであった。⁶⁷ 日本への施政権返還とはいっても、内実は硫黄島の旧島民には無縁の返還であった。また戦争犠牲者の遺骨収集をめぐっても、硫黄島の扱いは特殊である。「復帰」翌年の一九六九年度から東京都は父島・母島における遺骨収集を開始するが、硫黄島に関しては、不発弾が数多く残りかつ遺骨数が多いことを理由に海外に準じ国が収集作業を担当することになった。⁶⁸

このような硫黄島の事実上の分離返還状況が固定化されてくる中で、旧島民有志は一九七六年七月

「硫黄島帰島促進協議会」を都内で開催、問題解決に向けて都知事への要請をはじめかつてアメリカ側に対して行った請願活動を、今度は日本側当局に向け実施することになった。施政権は還つたが住民は帰れない、という変則的で理不尽な状況は硫黄島以外には存在しない。旧島民が帰還できないという状態は北方領土の場合と酷似するが、そこでは統治権を行使しているロシアとの間で平和条約が締結されていないことを考慮する必要ある。

施政権返還の直前に派遣された政府小笠原調査団の「報告書」は、硫黄島についてこう記述している⁽⁹⁾。「硫黄島は飛行場、ロラン局及び摺鉢山の記念碑「米軍勝利」を中心とする米軍基地施設、道路、基地等があるだけで、これらの地域を除き原野と化しており、旧集落等は全く確認できない。」このような現状認識をふまえ「報告書」は、硫黄島の今後の復興開発につき次のような所見を記すのだった。「：前大戦における激戦地であったこと並びに他島に比し経済条件および生活環境に著しい問題があることにかんがみ「先述した一九四四年までの硫黄島の経済状況を想起されたい」、父島及び母島とは異なる特別の考慮を支払う必要があると思われる。」結果から見ると「特別の考慮」とは、皮肉にも一九八四年に小笠原振興審議会が明示した「硫黄島には一般住民の定住が困難であり、同島は振興開発には適さない」との答申書に帰着するのであった。

この答申は小笠原振興審議会に設置（一九七九年六月）された各分野の専門家・関係者からなる「硫黄島問題小委員会」が六回の会合をふまえて作成したものであり、少なくとも形式的には学術性をふ

また客観的な性格を付与されている。とくにここでは「火山活動による異常状態」がデータをもとに強調され、また不発弾の危険性が「定住が困難」の主因とされた。その一方、日米施政権返還交渉、その後の防衛庁（省）・自衛隊の対応の中でとりわけ強く主張された硫黄島の安全保障上の地位が、答申の中で一顧だにされていないことも歴然たる事実である。「軍事的な観点」という問題が——意図的なものであるか否かは問わず——「争点隠し」になっているのがまぎれもない現実である。

この答申書に至る過程をもう少し見てみると、一九七〇年五月の最初の「小笠原諸島復興五か年計画」（閣議決定）においては、硫黄島については「不発弾の処理及び遺骨収集の状況との関連において復興の方途を検討する」（傍点―引用者、以下同）となっていた。ついで一九七五年の改定後の復興計画でも、硫黄島については帰島、復興計画の対象外に置かれたままであり、一歩後退した形でこう述べられた。「不発弾処理及び火山活動についての安全性の確認を前提とし、遺骨の処理状況を考慮しつつ開発の可能性を検討する」^⑩

このような地質学・地震学専門家等の調査結果を反映させた形で小笠原諸島復興審議会は、次のような最終結論を導くのだった。即ち硫黄島は、「(1)火山活動による異常現象が著しいこと」「(2)産業の成立条件が厳しいこと」「(3)戦没者の遺骨が残存すること」そして「(4)多くの不発弾があること」のため定住・開発が困難である。その上で、今日では(3)(4)の要因は「硫黄島のあり方を左右する要因」ではもはやなく、それ故(1)(2)についての「客観的かつ適切な評価」によって、「一般住民の定住・開発

の可能性は決定されるべき」であると指摘する。このような論法をふりかざすことによって、硫黄島には「一般住民の定住は困難」との結論が導き出されたのであった。

付言するならば、当時の内閣総理大臣中曾根康弘宛てに提出された小笠原諸島振興審議会の意見具申書（答申）は、硫黄島を「世界でも稀に見る激戦地」であったと述べた後、今日なお連綿と続く次のような「英霊史観」を披露するのであった。「今日の日本の平和と繁栄がこれら尊い犠牲のうえに築かれていることが十分認識され、硫黄島が英霊の地として崇められるべきであることを付言しておく。」⁷⁾

3 答申書に対する小笠原諸島関係者の対応

六名の学識経験者からなる小笠原諸島振興審議会の上述の結論に対し、それでは地元関係者はどのような対応を示したのだろうか。

生活を目的とした定住者はいないものの、硫黄島を管轄する東京都小笠原村の初代の民選村長・安藤光一は、苦衷に満ちたニュアンスで「小笠原諸島返還後一六年を経た今日、長い間、帰島を熱望してきた硫黄島旧島民の心情を思い、また機会あるごとに帰島、開発を強く要望してきた小笠原村及び小笠原村議会としては、承服しがたく、まことに遺憾なものである」と胸中を吐露する。父島で生まれ育った安藤自身、少年時代に「強制疎開」を体験し、施政権返還後まもない時期に帰島しただけに、

硫黄島旧島民の心情は痛いほど理解できる立場にあった。とはいうものの、村行政の責任者として安藤は、審議会の「専門的、科学的な調査」による「慎重かつ客観的な結論」はやむを得ざるものと考へ、尊重せざるを得ないと公人としての見解を表白するのだった⁽²⁾。

公益財団法人小笠原協会は、機関誌『小笠原』の特集号でこれまで再三にわたり硫黄島に関する特集を組んできた。資料的な価値にかんがみ、その代表的なテーマを以下に掲げておこう。ここには硫黄島旧島民や小笠原諸島関係者の硫黄島についての貴重な証言や回想、そして資料が数多く収録されている。

特集第一五号（一九七五年九月）「硫黄島の過去と現況」

特集第二二号（一九七九年六月）「硫黄島問題の基本的方向について」

特集第三〇号（一九八五年三月）「硫黄島問題の経過概要」

特集第三六号（一九九一年一月）「硫黄島の変遷と現状」

特集第四五号（一九九七年十二月）「硫黄島の戦前・戦中・戦後の集大成」

特集第五八号（二〇一三年三月）「小笠原の碑文」（母島・硫黄島編）

特集第五九・第六〇号（二〇一四年三月、二〇一五年三月）「硫黄島に関する聞き取り調査記録(1)(2)」

以下ではそれらの特集号の中から、硫黄島への帰島が不可能となった現実に対し、かつてその地で暮した人たちがどのような心情を語り、綴っているのかをみておきたい（敬称略）。

佐々木ヨネ子（一九二一年生れ、東集落）は、新婚の夫を「玉碎」で失い今は八丈島で老後の日々を送っているが、望郷の思いをこう語っている。「硫黄島へはもう帰れないでしょうね。遺骨収集もまだまだですね、まだまだかかりそうですね。兄の遺骨が帰ってくるのは何時になりますかね。まさか硫黄島を盗られるとは思わなかったですよ。村長さんは、すぐ帰ってこられるからって、引き揚げる時の浜での挨拶でしたからね」（特集第五九号、一一六頁）。

仁科昌三（一九三〇年生まれ、元山集落）は、八〇歳を過ぎた今でも遺骨収集に参加するなど健在ぶりを発揮しているが、帰郷できない現実を前に「自分が望むときに自由に硫黄島に行けるといいうことです。住むことは出来なくても、自由に行けることができるようになりますと好いですね。もう住むことは考えられませんが、行きたいときに行けるようになることを望みますね」と静かに語る（特集第五九号、四一頁）。

帰島は断念せざるをえないとしても、自由訪問だけという仁科の最小限の願望も、今なお実現からほど遠い。この仁科の発言に先立ち、聞き役の小笠原協会会長（当時）小豆畑孝は、「防衛省は、硫黄島は俺たちの島だと思っっているわけだから、遺骨収集を含めて余計な事をしてくれない、というよくな気がする」と多くの島民の胸中を代弁し、ストレートな気持ちをはき吐いているのが注目される。この聞き取り調査から十一か月後、第七代小笠原協会会長をつとめた小豆畑（前職は東京都清掃局長）は、この発言を遺言とするかのように病歿した。

もう一人、一九二九年に東集落で生をうけた川島フサ子は、強制疎開時すぐに硫黄島に戻れるといわれてから七十年、八十五歳（発言当時）になった今でもその日が来ないことを嘆じる。川島の兄二人は軍属として徴用され故郷硫黄島で「玉碎」するも、何の形見も残されていない。当時物質的には決して豊かでなかったものの、「島中の人達が親戚関係みたいにお互いに助け合って」暮した少女時代を懐かしみつつ、川島は施政権返還で帰郷がかなえられると思った当時をこう振り返る。「帰ろうと思いましたがよ。そしたら硫黄島だけは返さない。どうしても聞いていたら自衛隊がいるからというし…硫黄島は本当に良い所ですよ。出来ることなら帰りたい…私も死んだらあそこに行きたいです」（第六〇号、一二頁）。

強制疎開の時、「すぐに戻れる」と伝えられたことを多くの証言者が語っているが、当時の硫黄島収入役大沢周藏（大正小学校第一期生）も、一九四四年七月十四日最後の引揚船栄光丸に乗り組む際、見送りの厚地大佐から「今度の疎開は一時的なものです。勝ったら又戻るので」といわれたことを胸に刻んで戦後を生きてきた²³。

ここに紹介した人たちだけでなくほとんどの硫黄島出身の証言者は、帰島できない真の理由は小笠原振興審議会の答申が強調した火山活動ではなく、自衛隊の存在、別言すれば「日本国の安全保障」のために故郷が人身御供となっていることだと認識している。そのことの表白が困難なのは、公の「大義」の為には個（私人）の主張は抑えなければならぬとの暗黙の心理的規制の故なのであろうか。

小笠原諸島の施政権返還からはや半世紀がたつ。硫黄島島民のみが帰島は幻と化す中で、高齢化しつつある人びとにとっては、国や東京都が主催するごく短期の墓参のみが故郷との唯一の物理的な接点となった。しかしながら、その墓参による滞在中、旧島民といえども自由な行動は大きく制限され、しかも「自衛隊の島」であるが故のさまざまな規制措置が講じられている。

たとえば一つの資料として東京都が墓参者に配布した「平成二九年度硫黄島墓参者のしおり」をみておこう。同（二〇一七）年十一月十六日―十七日、自衛隊機を利用しての一泊のみの硫黄島墓参であるが、この小冊子はまず「自衛隊の基地施設は、国防施設の秘密保持の観点から写真撮影が禁止されています」と太書きされ、出発地の埼玉県人間基地、硫黄島基地およびその周辺地域で「写真機を取り出さないよう」注意を喚起する。まさに第三章で述べた戦前の要塞地帯法の再現を想起させる。

ついで「しおり」は、小笠原諸島振興審議会が「科学的調査・解析を踏まえた客観的判断」であると強調する答申書の内容について「（火山活動、残存遺骨、大量の不発弾等）上記状況は、現在も継続しており、滞在時においては、これらに対する十分な注意と配慮が必要」だと指摘する。さらにそれらに加え、硫黄島には「有毒な害虫や危険な植物が生息・繁茂」していることにも注意が喚起される。そしてふたたび「基地施設から離れるまで写真機を取り出さないよう」警告される。全十頁のこの東京都作成の小冊子にとって一種の「ガイドライン」となっているのが、防衛省海上自衛隊硫黄島航空基地隊が作成（二〇一〇年三月）した「硫黄島について――概況と注意事項」と題した一二頁の

資料である。ここでも火山活動（「阿蘇山中岳の火口付近にいるようなもの」と形容される）、不発弾の現実的危険性、そして有毒害虫・植物の生息・繁茂が強調される。

東京都、防衛省作成のいわば公的性情をもつこれら小冊子は、なによりも一九八四年の小笠原諸島振興審議会の答申を金科玉条的に解釈し、硫黄島の危険性を旧島民はじめ来島者に強調してやまない。しかしながら、すでに見たように多くの旧島民、関係者は帰島困難（事実上不可能）の根拠とされてきた振興審議会答申に得心しているわけでは決してない。それは何よりも一九世紀末から二〇世紀前半の約半世紀にわたり、父祖代々孜孜營々と普通の生き方、暮らし方を営んできたという現実、そして、そこから築きあげてきた硫黄島民としての抑えがたい心情の故である。²⁴ こと硫黄島に関しては、施政権返還をもってして「東京都の戦後は終わった」とは到底言い切れない現実が今なお厳然として横たわっている。

【注】

(1) 東京府編『小笠原島総覧』一九二九年、七六一八〇頁。この田中栄次郎は父島に在住していたが、漁業、採掘を目的に帆船で硫黄島へ渡った人物である。（石原俊「そこに社会があった——硫黄島の地上戦と〈島民〉たち」、『Mobile Society Review 一五号』二〇〇九年、二九頁。

(2) 辻友衛編『小笠原諸島歴史日記上巻』近代文藝社、一九九五年、一八三—二一六頁。

- (3) 東京都立教育研究所編『東京都教育史・通史編(一)』二〇〇四年、一〇七五頁。
- (4) (財) 都市調査会『硫黄島関係既存資料等収集・整理調査報告書』一九八二年、一九頁。
- (5) 石原俊『群島』の歴史社会学——小笠原諸島・硫黄島・日中・アメリカ、そして太平洋世界』弘文堂、二〇一三年、一二二頁、一二三頁。
- (6) 東京都立教育研究所、前掲書、一〇三五頁。
- (7) 学校史については 中村栄寿編『硫黄島——村は消えた 戦前の歴史をたどる』硫黄島戦前史刊行会、一九八三年、一二九—一三五頁参照。
- (8) 東恩納寛惇『南島風土記』沖繩郷土文化研究会、一九六四年、三〇九頁。
- (9) 佐敷町史編集委員会編『佐敷町史二 民俗』一九八四年、二五九—二六〇頁。
- (10) 佐敷町史編集委員会編『佐敷町史五 移民』二〇〇四年、八八頁。
- (11) 北谷町史編集委員会編『北谷町史・附巻移民・出稼ぎ編』二〇〇六年より引用。
- (12) 八丈町教育委員会編『八丈島誌』一九七三年、二二四頁。
- (13) 志賀重昂全集刊行会編『志賀重昂全集六巻』非売品、一九二八年、二二頁。
- (14) 琉球新聞社編『沖繩二〇世紀の光芒』二〇一〇年、一一四頁。
- (15) 名護市史編さん委員会編『名護市史本編五出稼ぎと移民Ⅲ』名護市役所、二〇〇八年、三四頁。
- (16) 『佐敷町史五 移民』八六頁。

- (17) 名護市史編さん委員会編、前掲書、三六一―三八頁。
- (18) 『佐敷町史五 移民』三七三―三七四頁。
- (19) 江崎龍男編『大東島誌』非売品、一九二九年。
- (20) 『佐敷町史五』三二六頁。
- (21) 中林一己氏からのヒアリング、於伊豆大島・波浮、二〇一六年九月。
- (22) 宮川典嗣氏からのヒアリング、二〇一六年三月二十七日、二〇一六年十一月一〇日、於小笠原村父島。辻友衛編、前掲書には一九三九年硫黄島名士の一人として宮川龍之介の名も見える(三四五頁)。
- (23) 小笠原村教育委員会編『小笠原村戦跡調査報告書』二〇〇二年、一〇頁
- (24) 石井良則「昭和一〇年代の父島大村——島民の日記を通して」『小笠原研究年報』第三七号、二〇一四年、四六頁。
- (25) 原剛『明治国土防衛史』錦正社、二〇〇二年、一一頁。
- (26) 岡田包義「小笠原島の地方制度に就いて」『自治研究』第八卷第二号(一九三三年四月) 六五―六七頁。またこの問題についての近年の労作として以下を参照。高江洲昌哉『近代日本の地方統治と「島嶼」』ゆまに書房、二〇〇九年。
- (27) 石原俊「解除されない強制疎開」『現代思想』二〇一五年八月、五六頁。
- (28) (財)都市調査会 前掲書、四九―五一頁。

- (29) 奥山今一「硫黄島の正月よ、再び」硫黄島同窓会『戦前の硫黄島・現在の硫黄島』一九八二年、一二頁。
- (30) 中村栄寿編、前掲書、三頁。
- (31) 安宅正己「父を語る」硫黄島同窓会、前掲書、九頁。
- (32) 中村栄寿編、前掲書、一七八頁。
- (33) 宮内庁『昭和天皇実録第四』東京書籍、二〇一五年、七四一頁。
- (34) 東京府『小笠原島総覧』一九二九年、一〇七頁。
- (35) 中村栄寿編、前掲書、一三〇頁。
- (36) 同上、一三一頁。
- (37) 石井良則「戦前の母島沖村界限―島民の昔話から―その一」『小笠原研究年報』第四一号、二〇一八年、二―三頁。
- (38) 冬木道太郎「硫黄島から那須まで」高城丈吉・菊池虎彦・饒平名智太郎編『望郷―南千島・小笠原諸島・琉球』三光社、一九五七年、一三三―一三四頁。
- (39) 原剛「小笠原島軍事関係史」小笠原島村教育委員会編、『小笠原村戦跡調査報告書』二〇〇二年、一六頁。
- (40) 城山三郎『硫黄島に死す』新潮文庫、一九八四年、五二頁。
- (41) 小笠原戦友会『小笠原兵団の最後』原書房、一九六四年、二八四頁。
- (42) 豊下檐彦『昭和天皇の戦後日本』岩波書店、二〇一五年、一一三―一一四頁。

- (43) 堀江芳孝『關魂・硫黄島』恒文社、一九六五年、一二九頁。
- (44) 東京都『東京都戦災史』一九五三年、二五二頁。
- (45) 『特集第六〇号、小笠原』二〇一五年、一三三頁。
- (46) 石原俊、前掲「解除されない強制疎開」五七頁。
- (47) 近衛歩兵第五連隊史編集委員会編『近衛歩兵第五連隊史（下巻）』近衛五会、一九九〇年、一一四頁。
- (48) 『アサヒグラフ』一九九五年三月三十一日号、五二頁。勢理客松の甥 宮川典男の証言。
- (49) 近衛歩兵第五連隊史編集委員会編、前掲書、三一二頁。
- (50) 第二十五軍司令部「スマトラ地区の独立運動に関する資料」厚生省引揚援護局史料室編、一九五七年四月、
- (51) 長洋弘『インドネシア残留日本兵を訪ねて』社会評論社、二〇〇七年、一五二頁。
- (52) 「南スマトラ」ノ状況・昭和一八年三月―二年一月」防衛省防衛研究所戦史資料センター所蔵。
- (53) 福祉友の会編、『インドネシア独立戦争に参加した「帰らなかつた日本兵」一千名の声』、二〇〇五年、一一一頁。
- (54) 長洋弘、前掲書、一五三頁。
- (55) 『小笠原』一九六七年五月二三日。
- (56) 『朝日新聞』一九七五年六月八日。中林一己氏、中林裕子氏からの聞き取り、於伊豆大島・波浮、二〇一六年九月一〇日。

- (57) 鹿島平和研究所編『日本外交史第二六卷』一九七三年、一一五頁。
- (58) この間の伊豆諸島とくに小笠原諸島との関係の深い八丈島の動向については、『南海タイムス』（月三回発行）を参照。
- (59) 小笠原協会編『小笠原協会創立五〇周年史』二〇一六年、一八七—一九〇頁。
- (60) 日本語での主要著作として以下を参照。R・エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』南方新社、二〇〇八年、真崎翔『核密約から沖繩問題へ』名古屋大学出版会、二〇一七年、信夫隆司『米軍基地権と日本密約——奄美・小笠原・沖繩返還を通して』岩波書店、二〇一九年。
- (61) R・エルドリッジ、前掲書、一六二頁。
- (62) 真崎翔、前掲書、五七頁。
- (63) 信夫隆司、前掲書、一八六頁。
- (64) 防衛省『硫黄島』二〇一四年、一三一—一五頁。
- (65) 栗山尚一『戦後日本外交軌跡と課題』岩波書店、二〇一六年、八二頁。
- (66) 東京都『硫黄島の概要』一九七九年、一一頁。
- (67) 同上、五頁。
- (68) 東京都『東京都政五〇年史』一九九四年、一一一頁。
- (69) 『小笠原諸島現地調査報告書』一九六八年二月、一四二頁。その抜粋は『官報』資料版No.五二三、一九六八年

五月七日を参照。

(70) 東京都総務局三多摩島しょ対策室「硫黄島基本調査報告書」一九七五年、一四頁。

(71) 答申全文は『小笠原・八五号』一九八四年六月、『ニュー・ポリシー』一九八四年六月等参照。

(72) 「硫黄島問題に関する安藤小笠原村長のコメント」『小笠原』第五九号、二〇一四年、一八頁（初出は小笠原協会機関紙『小笠原』一九八四年六月。安藤光一氏とのインタヴュー、於小笠原村父島、二〇一六年三月二十八日、十一月十一日。

(73) 中村栄寿編、前掲書、一九八三年、一三四頁。

(74) 硫黄諸島旧島民の強い希望をふまえ、小笠原村が国土地理院に対し要望し、戦後永らく「いおうじま」と呼称されてきた硫黄島を「いおうとう」と戦前の呼び名に改められた（二〇〇七年六月）。このことも、旧島民の硫黄島への強い愛着を物語る一例である。